

## 令和3年第10回定例会会議録

|                                |                              |            |           |            |
|--------------------------------|------------------------------|------------|-----------|------------|
| 招 集 年 月 日                      | 令和3年12月14日（火曜日）              |            |           |            |
| 招 集 場 所                        | 伊江村議会議事堂                     |            |           |            |
| 開 議                            | 12月15日 10時00分 渡久地政雄議長宣言      |            |           |            |
| 散 会                            | 12月15日 16時48分 渡久地政雄議長宣言      |            |           |            |
| 出 席 議 員<br>（ 応 招 議 員 ）         | 1                            | 渡久地 政 雄 議員 | 7         | 内 間 広 樹 議員 |
|                                | 2                            | 並 里 晴 男 議員 | 8         | 島 袋 義 範 議員 |
|                                | 3                            | 虻 江 修 議員   | 9         | 内 田 竹 保 議員 |
|                                | 5                            | 島 袋 勉 議員   | 10        | 名 嘉 實 議員   |
|                                | 6                            | 山 城 善 彦 議員 | 11        | 亀 里 敏 郎 議員 |
| 欠 席 議 員                        |                              |            |           |            |
|                                |                              |            |           |            |
| 本会議に職務のため出席した者の職氏名             | 議会事務局長 島袋 裕次 君<br>主 事 金城 成 君 |            |           |            |
| 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名 | 村 長                          | 島袋 秀幸 君    | 副 村 長     | 名城 政英 君    |
|                                | 教 育 長                        | 内間 常喜 君    | 総務課長      | 西江 忍 君     |
|                                | 福祉課長                         | 新城 米広 君    | 住民課長      | 平敷 兼清 君    |
|                                | 会計管理者                        | 東江 民雄 君    | 政策調整室長    | 宮城 弘和 君    |
|                                | 農林水産課長                       | 玉城 正朝 君    | 農林水産課参事   | 浦崎 悟 君     |
|                                | 建設課長                         | 知念 利次 君    | 商工観光課長    | 島袋 英樹 君    |
|                                | 教育行政課長                       | 万寿 祥久 君    | 医療保健課長    | 山城 直也 君    |
|                                | 公営企業課長                       | 亀里 裕治 君    | 農業委員会事務局長 | 大城 篤 君     |
| 総務課長補佐                         | 古堅 裕喜 君                      |            |           |            |
| 議事日程及び会議に付した事件                 | 別紙のとおり                       |            |           |            |
| 会議の経過                          | 別紙のとおり                       |            |           |            |

## 令和3年第10回伊江村議会定例会議事日程（第2号）

令和3年12月15日（水）午前10時00分 開 議

| 日程  | 議案番号   | 件名                                   |
|-----|--------|--------------------------------------|
| 第1  |        | 一般質問（2人）                             |
| 第2  | 報告第15号 | 中層型浮漁礁更新工事の専決処分の報告について               |
| 第3  | 議案第59号 | 村営東江上第4地区土地改良事業の施行について               |
| 第4  | 議案第60号 | 伊江村畜産総合施設整備工事（R2）建築の請負契約の変更について      |
| 第5  | 議案第61号 | 伊江村畜産総合施設整備工事（R3）建築の請負契約について         |
| 第6  | 議案第62号 | 伊江中学校教員宿舎新築工事（建築・周辺整備）の請負契約について      |
| 第7  | 議案第63号 | 伊江村総合運動公園屋内体育施設新築工事（建築）の請負契約の変更について  |
| 第8  | 議案第64号 | 伊江村税条例の一部を改正する条例の制定について              |
| 第9  | 議案第65号 | 伊江村固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第10 | 議案第66号 | 伊江村国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について         |
| 第11 | 議案第67号 | 伊江村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について        |
| 第12 | 議案第68号 | 沖縄県町村交通災害共済組合の解散に関する協議について           |
| 第13 | 議案第69号 | 沖縄県町村交通災害共済組合の解散に伴う財産処分に関する協議について    |
| 第14 | 議案第70号 | 沖縄県市町村総合事務組合理約の変更に関する協議について          |
| 第15 | 議案第71号 | 令和3年度伊江村一般会計補正予算（第8号）（説明）            |
| 第16 | 議案第72号 | 令和3年度伊江村診療所特別会計補正予算（第3号）（説明）         |
| 第17 | 議案第73号 | 令和3年度伊江村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）（説明）      |
| 第18 | 議案第74号 | 令和3年度伊江村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）（説明）     |
| 第19 | 議案第75号 | 令和3年度伊江村水道事業会計補正予算（第1号）（説明）          |
| 第20 | 議案第76号 | 令和3年度伊江村船舶運航事業会計補正予算（第1号）（説明）        |

○ 議長 渡久地 政 雄 君

ただいまから、第10回伊江村議会定例会、2日目の会議を開きます。

(開議時刻10時00分)

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程に入ります。

日程第1 昨日に引き続き、一般質問を行います。通告順次、発言を許します。

10番 名嘉 實議員の登壇を許します。10番 名嘉 實議員。

○ 10番 名 嘉 實 議員

通告に基づきまして、一般質問を行います。

私は、1点目に、農協集出荷場の大型冷蔵庫の整備について、2点目に、小中学校周辺の通学路に、街灯の増設はできないか、ということを質問します。

1点目、農協集出荷場の大型冷蔵庫の整備について、農協の第2集出荷場の作物を保管する冷蔵庫は、設置されてから30年近くたち、室外機は風雨で経年劣化し何度か修理したそうです。また、冷蔵庫のドアは、自動では完全に閉まらず、手動で閉めています。ドアのゴム部分も破損し密着せず、そこから外気が入り込むのではないかととも言われています。

今年8月中旬には、室内機の2基あるファンの内の1基が故障し、3℃に設定された温度が6℃まで上昇したため、保管したラッキョウの種の芽が長く伸び、そのままでは植え付けできないため、伸びすぎた部分を剪定する作業をしなければならなくなりました。種は発芽の際、自らの養分を消費するため細くなります。

また、温度が上昇し湿度が高くなり、カビが入ったため消毒するための農薬も増えました。農家によっては、コンテナ1箱分廃棄した方もおられます。

一方、農産物食品加工センターの冷蔵庫に保管したラッキョウの種は、芽も伸びずカビも入らず、保管前の状態が保たれています。ラッキョウも拠点産地として指定されましたが、新型コロナの影響で価格が低迷しています。農家の再生産の意欲を維持するためには利益を出さなければなりません、そのためには、できるだけ高値で販売することと経費の節減がどうしても必要です。

「苗半作」という言葉があります。これはいい苗を育てたら半分成功したようなものだということです。冷蔵庫で種が芽を出すようでは、後々の管理が大変でいい作物はできません。管理費は増加し、利益は減少します。冷蔵施設を改修するために、村としても力を入れるべきだと考えますが、村長はどう考えておられるか伺います。

2点目に、小中学校周辺の通学路に街灯の増設はできないかについて、質問します。

現在、夕暮れが早く、小中学校の周辺の通学路に街灯を増設してほしいという要望が、学校関係者や子どもたち、周辺住民から出されています。

中学校では、給食センターからグラウンド入口と、正門を出てすぐの東西線。伊江小学校は、南側の東西線と幼稚園北側の東西線、西小学校は「ふさと苑」北側から東側の大通りまでと、西側正門から南の大通りまで、そしてプール北側のスロープになった出入口が暗く、街灯の設置が求められています。ここは過去に、近隣住民が要望したそうですが、近くに電柱がないことを理由に、いまだに設置されておらず、スロープは真っ暗な状態です。

子どもたちの安全のために、多少金がかかるとしても、明るい通学路にしていくべきだと考えますが、どうでしょうか。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島 袋 秀 幸 君

名嘉 實議員の1点目については、私から。2点目については、教育長から答弁をさせたいと思いますので、よろしくお願いを申し上げます。

名嘉 實議員の1点目の「農協集出荷量の大型冷蔵庫の整備について」の御質問にお答えをいたします。

議員お説の通り、伊江村農産物第2集出荷センターの作物を保管する冷蔵庫は、平成2年度伊江島補助飛行場周辺農業用施設（集出荷場）設置助成事業において整備を行い、30年以上経過しております。

現在では、約160人の島ラッキョウ農家が利用しており、種の保存にはなくてはならない施設であり、かつ拠点産地に指定され、島を代表する作物である島ラッキョウの振興上、必要な施設であると認識をしております。

議員お説の冷蔵庫の現状については、これまで村に改修の必要性について報告がありませんでしたが、JA沖繩へ聞き取りし、現在の状況を把握したところであります。

また、「冷蔵施設を改修するために村として力を入れるべきだと考えますが」については、同施設はJAおきなわが指定管理者であります。管理協定書の第11条で「施設に係るすべての維持管理費、その他の諸経費及び機械、備品等の修繕費はJAおきなわが負担する」に基づき、早急に指定管理者であるJAおきなわに確認し、冷蔵施設の修繕について協議してまいりたいと考えております。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

教育長 内間常喜君。

○ 教育長 内 間 常 喜 君

2点目の「小中学校周辺の通学路に街灯の増設はできないか」の御質問にお答えいたします。

子どもたちが安心して健やかな教育活動を実践する上で、登下校時における通学路の安全確保は、子育てしやすい村づくりを進める本村にとって、優先して取り組むべき課題であると認識しており、学校や家庭、地域、警察と常に連携するとともに、区長会や学校との定例会議等で情報共有を図っているところであります。

議員の御質問にある小中学校周辺の通学路については、教育委員会において現地確認を行い、1年のうちで比較的早く日が暮れる「冬至前」の日没後の暗さや、周辺の状況について確認を行いました。

また、各学校に児童生徒の下校時の状況について聞き取り調査を行い、小学校では完全下校時間が16時45分で、徒歩で下校する場合も、日没前に帰宅ができるとのことでした。さらに、放課後のスポーツ少年団活動では、終了時間が18時ですが、児童の送迎については、保護者の理解と責任のもと、対応がなされており、安全にスポーツ活動が行える体制となっております。

中学校では、現在の部活動終了後の完全下校が18時となっており、部活動終了後の下校時に暗くなる今の時期は、学校周辺の通学路に街灯を設置するなど安全対策の必要性を感じているとの意見がありました。

教育委員会といたしましては、令和3年度中に伊江中学校周辺の通学路に街灯の設置を進め、小学校周辺の通学路の街灯の設置については、改めて両小学校の通学状況を確認するとともに、保護者や地域住民の御意見も伺いながら対応してまいりたいと考えております。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

10番 名嘉 實議員。

○ 10番 名 嘉 實 議員

村長と課長には、私がつくった写真を、資料として提供してありますが、写真を見ながら説明をしていきたいと思っております。

まず、1枚目についてですが、これは冷蔵庫が、東、中央、西というのがあって、今問題にしているのは、西の大型冷蔵庫の件です。一番上の写真が、室外機です。これは1回で30万円の修理費がかかったというこ

とですが、何度か修理をしているということでした。この下の室内の写真についてですね。これは、今まで蓄積したカビ、室内機の前の天井、ファンの前の天井がカビで真っ黒になっています。

それから2番目の写真ですが、これ西の今、ラッキョウの種を保管している西の大型冷蔵庫の扉についてですが、上の写真は、これは一旦自動で閉まってからまた開きます。開いた部分も手動で、また閉めるというふうに故障しています。このゴムパッキン部分、破損している部分もありますし、密着しないために冷気が外に漏れ出しているということです。

このドアの下の部分ですが、左のドアはゴム、冷気が外に逃げないようにするための、ゴムパッキンがまだ残っているんですが、右の方はですね、これもゴムパッキンもなくなって、段ボール箱を加工して応急措置をしているという状況です。

そういう状況の中に入れたラッキョウは、3枚目の写真ですが、この上の方が芽が、10センチ近く伸びているラッキョウもあります。左側にコンテナがあるんですが、ひっくり返しても崩れないです、芽が絡んで箱の形のままになっています。この下の方は、加工センターの冷蔵庫に保管したラッキョウ、コンテナに入れて保管するそうですが、これから赤い袋に入れて消毒をするために、赤い袋に入れてあるということです。これ撮影したのは同じ日です。

先ほど、まずその現状について、答弁ではJAおきなわへ聞き取りし、現状の把握をしたところでありますという答弁でしたが、こういう状況であるということは把握していましたか。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

農林水産課長 玉城正朝君。

○ 農林水産課長 玉 城 正 朝 君

冷蔵庫に関しては10月ごろに、修繕、老朽化しているという話を聞いて、修繕が必要じゃないかということで、JAの職員と一緒に、その冷蔵庫の場所まで行って確認はいたしました。その中で、どういった修繕が必要かということで、JAの職員とお話をしたところ、JAの職員の方から、まずはJAの方で修繕いたします。ファンと冷蔵庫のほうも予算のほうを調整して、修繕できるかどうか検討しますということで回答があったので、それでJAの方で修繕できると判断していたところでございます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

10番 名嘉 實議員。

○ 10番 名 嘉 實 議員

JAで修理したのは、室外機のフィン部分。あれは10月じゃなくて、以前にやったそうです。室内機のファンについては支店が負担をして修理したという話でした。私が聞いているのは、この全体について、ファンの故障によって、温度が6℃まで上がった。そしてカビが入っている。そういう点からドアが悪いんです一番。ドアがちゃんと閉まらないので、冷気が逃げて、外気と循環しているんです。湿度が上がってカビが入ると。そういうことになるんですよ。そこまで把握していたかということです。ドアについて支店では、相当金がかかるということでありました。そこは把握されていますか。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

農林水産課長 玉城正朝君。

○ 農林水産課長 玉 城 正 朝 君

この10月に、JAの職員と行ったときも同様、名嘉議員がおっしゃるとおりのお話も聞いています。その中で、どういった修繕をするのかという話もして、ファンの方は比較的、修理費が安いということで、JA伊江支店のほうで行える。ドアのほうは、高額になるんですけど、とりあえずまず本店と協議して、修繕できるかどうかの調整を行うという、その時のお話でした。今回、再度JAおきなわ伊江支店に確認したとこ

ろ、もう既に冷蔵庫の室内機のファンは修繕を終えていまして、ドアの修繕については、修繕料が高額となっているので、また本店と協議して進めていきますという回答でありました。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

10番 名嘉 實議員。

○ 10番 名 嘉 實 議員

答弁で、指定管理者がJAであるから、その管理協定の第11条で、施設に係るすべての維持管理費については、農協が負担するというふうに答弁されているんですが、農家としてはどこが負担してもいいんです、よくなれば。JAが負担しても、村が負担しても、誰が負担しても加工センターと同じような、能力になれば、それでいいんです。

ただ、JAに任せっきりにした場合、その冷蔵庫使用料が高額にならないかということが心配されるわけです。産業まつりの資料を見ますと、ラッキョウの生産高が平成27年度をピークにして、ずっと減り続けて、平均単価は平成30年が965円、これは、コロナの影響がある前の金額ですが、平成30年が965円、令和1年が630円、令和2年が556円。これは新型コロナの影響で、居酒屋などの需要がなくなって、もろに影響を受けているんです。30年比で、約半分、6割ぐらいですか、57%まで下落しているという状況です。

総生産量は、少し増えているんですが、金額が減っている。そういう状況があつてですね。今、農家戸数も減っています。ですから、今後とも島ラッキョウは有名ですが、今後とも島ラッキョウを生産する維持費さえ、生産費さえも確保できないようであるならば、どんどん減ることしか考えられません。ですから、私はもし農協が渋るならば、村としても、この種の優良な種の確保のために、力を尽くすべきだと考えますが、どうでしょうか、村長。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島 袋 秀 幸 君

名嘉議員がおっしゃるとおり、島を代表する農作物ということで、指定産地にも指定をされております。

名嘉議員と農林水産課長のやりとりを聞いている中で、指定管理者としては、維持修繕、修繕までは指定管理者の責任においてやってくださいということですから、そういう方針で、JAの伊江支店と本店、そしてうちの担当課の中でそういう協議がされたというふうに思っておりますが、いずれにしても修繕で足りない。例を超えて更新とかいう部分になれば、これ当然、建物の所有者である伊江村にも幾らかの責任もありますから、まだその更新するかどうかという部分が、JA本店あるいは伊江支店のほうから、村の担当課にそういう協議がなされていないという状況だと思っております。更新が必要となれば、当然村としても更新については莫大な費用がありますから、JAがやる事業もありますし、村ができる事業もあると思いますから、その辺については協議して、JAと伊江村が協力してそういう更新をやっていくということではやぶさかではありません。

更新というところまでお話を聞いているとまだJAの中でも協議が、自分らでやるのか、修繕の範囲内なのか、もう全体的に更新をやらないと、もう修繕では立ちいかないという状況なのかを、判断をされていると思っておりますから、そういう中で更新をすべて取り替えないと、今の現状を改善できないというような、そういうようなことがあれば、当然村としても、そういう部分の整備については、一緒にやっていくという考え方は持っております。

いずれにしても、島を代表する農作物が、コロナの影響もあつていろんな農家の負担も増えていますから、名嘉議員がおっしゃったような苗の最初の出初めに、そういうことがないようにやっていくというのは、村の役割でもあるし責任でもあると思っておりますから、その辺はまたしっかり、最後に書いてありますが、指

定管理者のJAと、しっかり協議をしていって、更新とかになれば、村としても一緒にやっていきたいというふうに思っております。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

10番 名嘉 實議員。

○ 10番 名 嘉 實 議員

税務研究会出版局が出版している冊子によりますと、冷暖房設備の耐用年数について書かれているんですが、冷凍機の出力が20キロワット以下のものは13年、その他のものは15年とされています。先ほどの答弁でも冷蔵庫は30年以上になるということですので、耐用年数の2倍も使われているんです。

天井の写真を見たらわかると思うんですが、天井やドアを見たら、これはもう寿命だなと感じませんか。取り換える、全面改修の時期だと私は思いますが、どうですか。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

農林水産課長 玉城正朝君。

○ 農林水産課長 玉 城 正 朝 君

JA伊江支店とは、その施設の状況も見ながら改修が必要なのか。修理なのか、改修なのかという話も、その現場で実際やったんですけど、伊江支店では、まずは修繕という、その時の話でした。今回、また再度、JAと協議をして、実際どういったことが有効なのかを再度協議して、また決めていきたいと考えております。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

10番 名嘉 實議員。

○ 10番 名 嘉 實 議員

ぜひ、これについては農家の負担が増加しないように、いい種を保存できるように、農家の立場に立って、村の経費、農家の負担が増加しないようにするために対処していただきたいと思います。

次に、2点目についてですが、答弁では小学校については、4時45分で、徒歩で下校しているということで問題ないという答弁でしたが、実はこの街灯の件については、小学校の近くの住民から出たことなんですね。それと学校関係者、学校グラウンド、プールの北側のスロープ。そこは真っ暗な状態の中で、駆け足で帰っていた子どもがいたと。というのは、学芸会の練習でしたか。その後のスポーツ少年団の練習があって、もう暗い時間帯に帰っていった子どもたちがいたということでした。

そこには土日は、子どもたちも、時間を気にしないでいることもあるそうです。まず、そこについてこのスロープのところには、電柱がないんです。配線がこの電柱よりも、20メートルぐらい東までしか引けなくて、その電柱にしか街灯はありません。まずそこについて、電柱に取付けて、街灯を設置する考えはないかどうか。まず伺います。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

教育行政課長 万寿祥久君。

○ 教育行政課長 万 寿 祥 久 君

名嘉議員、お説の西小学校の東側、プールの北側にあるスロープ付近についての考え方でございますが、この一般質問をいただいて現場確認をさせていただきました。近隣住民の方にもお話を聞くことができました。やはり夜は、議員お説のとおり真っ暗で、夕方に野球を終えた児童が下校するという姿も、近隣住民の方も見られているという話を聞くことができました。

街灯設置につきましては、議員お説のとおり電柱がないということで以前も、ここは設置することができないという過去があったと伺っておりますが、今年度、西小学校の南側のブロック塀の改修工事が行われて

います。ここの東側につきましては、令和5年度に幅員、道幅を広げるのとはプールの解体撤去の工事を令和5年度に計画をしているところでございます。それに合わせて、こちらの街灯、この整備に合わせて設置の方も、追加で検討していきたいなと今、考えているところであります。

また、令和5年度までの期間につきましては、電柱への設置ではなくて、プール施設の更衣室等がある建屋がございますが、あちらの上とかに照明を設置して、その間、安全対策を講じられるような形で対応を今、内部の方では検討しているところでございます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

10番 名嘉 實議員。

○ 10番 名 嘉 實 議員

西小学校の件についてはわかりました。それから中学校の問題ですが、中学校、私あの暗い時間帯6時前だったんですが、子どもたち3人が通っていましたから、三人に聞きました。「あんた方、通学していて、夕方帰る時に、暗いな、不安だという感じたことはないか」ということを聞いて、こういうこれを書いてあります。

中学校については、街灯の設置を進めるということですが、いつごろまでに設置増設する予定ですか。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

教育行政課長 万寿祥久君。

○ 教育行政課長 万 寿 祥 久 君

名嘉議員が、直接、中学生の生徒に聞き取りした感想ということも、真摯に受けとめなければいけないと、思っているところございまして、議員からの質問を受けて、こちらの街灯に関しては今、建設課で、この村内の防犯灯の設置の予算を持っております。建設課と連携して、また中学校の方からは安全マップ等で示されての街灯の必要性とかそういったところも聞きながら、現地確認も行っております。可及的速やかに街灯設置をしていきたいと思っております。

付け加えて申し上げさせていただきますと、給食センターの西側の通りが、特に暗いと現地確認をして感じております。給食センターの施設の上に、水銀灯の外灯というか、屋上に設置しておりますが、ここは今は電球が切れている状態で、年内にはこの水銀灯の球を注文して届いて、設置できるというふうに話を聞いておりますので、なるべく早めに建設課と連携をとって、街灯設置を進めていきたいと。一応、答弁では3年度中というふうに答弁させていただいておりますが、なるべく早く設置をできるように努めていきたいと思っております。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

10番 名嘉 實議員。

○ 10番 名 嘉 實 議員

私の質問では、学校周辺の通学路の整備、街灯の増設ということにしてありましたが、自転車通学をしている子どもたちについての通学路、これについても、増設をしていただきたいと思っております。私は、中学校に電話して聞いたんですが、自転車通学をしている生徒が1年生から3年生までで10人いるそうです。そのうち、1人は東江上のずっと遠いところらしいです。あとの9人は、西崎、この内訳は、男が5人、女子が4人だそうです。私は、通称サーヤ坂の丁字路から、ずっと西側の小橋川さんの家の近くまで、約3.8キロについて、街灯がどのくらいあるか調べてみました。3.8キロのうちに、18個しかありませんでした。私、勝手に細かく刻んで調べたんですが、丁字路から、平良鉄工所までの距離は約900メートルあります。その間に、4か所、それから平良鉄工所から、通称タテ線まで、600メートルの間に3か所、そこからまた照大寺まで800メートルの間に5か所、これ照大寺の前には2個ついていますから、ここは多いです。この寺から



岸本商店まで、1キロの間に5か所、そこからまた小橋川さん宅近くまで500メートルありますが、その間に2か所、大体平均で210メートルの間に1個しか街灯はありません。

これは私、車の電気を消して走ってみたりしたんですが、これ相当暗いです。私も中学校時代、自転車通学でした、あのころは舗装もされてなくて砂利道を、特に墓の多いところなんか、不安で仕方なかったんですが、この間の街灯の増設、これを急いでやるべきだと思いますが、どう考えますか。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

建設課長 知念利次君。

○ 建設課長 知 念 利 次 君

議員お説のとおり、西崎区の生徒に関しましては、伊江島環状線、ミースィ公園の北側から生コンの前を通過して、西崎区の部落まで自転車で通学しているルートであります。その間に関しましては、確かに街灯に関しましては点灯的な感覚で配置されていると思いますが、集落に比べて、集落地内は等間隔で設置していますけど、その西崎区に関しましては、おっしゃるとおり200メートルに1か所とか、そういう配置となっております。

確かに、自転車で、夜間ですのでライトは点けて走行していると思いますが、確かに若干、暗さはあると思いますので、配置に関しましても、内部で検討して設置に、必要性については検討して、取り組んでいきたいと思います。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

10番 名嘉 實議員。

○ 10番 名 嘉 實 議員

ある住民からは、ある職員に「あんた方は机の上だけで仕事しないで、現場をちゃんと見なさい」というふうに強く言ったことがあると。いうお話でした。

今、建設課長の話では、もう教育委員会も検査はしたと言っていますが、真っ暗な、暗い時間働けというのは酷な話ではありますが、1時間もあればできる仕事です。暗い時間帯、6時になったらもう暗いですよ。1時間もあればすぐできる仕事ですから、ぜひ現場を確認して、電気を消してみたり、つけてみたり、そして確認をしていただきたいということを考えますが、どうですか、できそうですか。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

建設課長 知念利次君。

○ 建設課長 知 念 利 次 君

議員、お説のとおりですね、私たちも暗い時間帯ですね、現場を確認して現状を把握してやっていきたいと思えます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

10番 名嘉 實議員。

○ 10番 名 嘉 實 議員

しっかりと、子どもたちの安全・安心な通学路、それから住環境もですね、安心・安全な住環境をつくるために頑張っていたきたいということを、最後に申し上げまして一般質問を終わります。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

10番 名嘉 實議員の一般質問を終わります。

次に、6番 山城善彦議員の登壇を許します。6番 山城善彦議員。

○ 6番 山 城 善 彦 議員

通告に基づきまして、一般質問を行います。

1. 屋内体育施設の運用について。屋内体育施設は、B&G海洋センター体育館の老朽化による後継施設として、伊江島補助飛行場周辺まちづくり支援事業により、現在整備工事が進められています。

当施設整備は「地域住民の競技スポーツの機能向上及び健康増進、観光客、米軍人等のスポーツ交流施設として、観光振興の促進または、交流人口の増加につなげること」を事業目的とし、体育館、武道場、ジムトレーニング、プール等を兼ね備えた大変充実した総合スポーツ施設であります。

供用開始後は、村民の体力づくりや、健康増進の拠点施設及びスポーツ交流施設として、大いに期待が持てるものだと思慮いたします。

そこで、次の4点についてお伺いいたします。

- ① 屋内体育施設の供用開始予定はいつか。
- ② 屋内体育施設職員の体制は。
- ③ 屋内体育施設のネーミングライツは検討されたか。
- ④ 各施設を活用した村民の体力づくりや健康増進への新たな取り組みは。

以上、4点についてお伺いいたします。よろしく申し上げます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島 袋 秀 幸 君

山城善彦議員の「屋内体育施設の運用について」の御質問にお答えをいたします。

屋内体育施設は、令和2年、3年度の伊江島補助飛行場周辺まちづくり支援事業により、体育館、武道場、トレーニングルーム、プールなど充実した体育施設の整備を進めているところであります。

村民の方々からは、施設の利用が楽しみとの声が寄せられており、村民の体力づくりや健康増進の拠点及びスポーツ交流施設として、村内外の方々に御利用いただけるよう、準備を進めてまいります。

それでは御質問の一つ目「屋内体育施設の供用開始予定はいつか」についてお答えをいたします。令和4年、3月までに工事及び備品等の事業完了及び検査等を終え、ゴールデンウイーク前の4月下旬をめどに供用開始をしたいと考えております。

2つ目の「屋内体育施設職員の体制は」について、お答えをいたします。次年度の施設管理体制につきましては、現在、B&G施設に勤務する社会体育の担当職員が担う予定であります。

3つ目の「屋内体育施設のネーミングライツは検討されたか」について、お答えをいたします。体育施設のネーミングライツにつきましては、山城議員から幾度か御質問をいただいております。令和2年3月定例会では、総合運動公園施設の全体が整備され、施設利用の充実を図り、施設価値を高めていながら、一般公募等の検討をしていきたいと答弁を申し上げました。

しかしその後、新型コロナウイルスが国内外で蔓延し、あらゆる社会経済活動に大きな影響を与え、今なお、長期化している状況にあることから、ネーミングライツについては、進展が難しい状況となっております。しかしながら令和4年度からの屋内体育施設の供用開始を契機に、ネーミングライツについて、検討をしていきたいと考えております。

4つ目の「各施設を活用した村民の体力づくりや健康増進への新たな取り組みは」について、お答えをいたします。屋内体育施設を多くの方々に利用していただくために、事前に施設の概要や各種教室、「伊江村総合型スポーツクラブ」会員制度の周知を図ってまいります。また新たな取組については、体育館やプール、トレーニングジム等の新たな教室の企画や、新規サークルの育成に努めてまいりたいと考えております。

「誰もが気軽にトレーニングや健康づくりを楽しめる」を総合運動公園の基本理念に、施設運営収支に配慮しながら、健全運営に努めてまいりたいと思っております。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

休憩します。

(休憩時刻10時51分)

再開します。

(再開時刻11時05分)

6番 山城善彦議員。

○ 6番 山 城 善 彦 議員

納得のいくといたしますか、答弁書の方で、あまり申し上げることはないんですが、確認の意味で、再質問をさせていただきます。

総合運動公園の答弁の最後にありましたが、総合運動公園の基本理念ということがありましたが、誰もが気軽にトレーニングや健康づくりを楽しめるということなんですが、やはりそういった意味でも、多くの村民に利用してもらうために、期間を設定して何といたしますか、見学会といたしますか。村民皆さん「すごい施設ができるんだ」というふうな関心は持っておりますので、そういう見学会はできないか。お願いいたします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

教育行政課長 万寿祥久君。

○ 教育行政課長 万 寿 祥 久 君

議員の御提案の見学会ですが、まずは、いろんな広報誌等での発信も当然のことながら、やはり見ていただいて、施設のすばらしさをわかっていただくのがまず新たな利用者です。使って健康増進、ここでやろうという意識を高めるには、打ってつけの取組だというふうに今、感じているところであります。

答弁でもございましたが、4月下旬オープンを予定しております。オープンしてから、しばらくの期間を設けて、こういった見学会の期間、無料体験というような期間でも、内容をまた検討させていただきながら、それとあと各種団体にも声かけをさせていただいて、みんなで多くの人で見にこれるような、見学会を催しについて、検討していきたいというふうに考えております。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

6番 山城善彦議員。

○ 6番 山 城 善 彦 議員

ぜひですね、そういった形でお披露目をお願いしたいと思っております。

次に、2つ目の「体育施設の職員の体制」についてという質問いたしました。「現在、B&G施設に勤務する社会体育の担当職員が担う予定であります」という答弁であります。これについては、現職員の人数でいくということでしょうか。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

教育行政課長 万寿祥久君。

○ 教育行政課長 万 寿 祥 久 君

人員につきましては、今現在、職員4人、会計年度任用職員4人が、この体育施設、社会体育の業務を担当しております。施設管理と様々な教室等ですね、体育協会の事務局であり、社会体育の業務に従事しておりますが、基本的な考え方としましては、現有の人員で、さらに効率化を図るような形で、施設管理をしていくというふうに想定をしております。また、この人数で来年度の予算編成というの進めていきたいなどというふうに考えております。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

6番 山城善彦議員。

○ 6番 山 城 善 彦 議員

職員が4人で、会計年度任用職員が4人ということで、その中に1人のインストラクターがいるということなんですが、気になるところは、やはり今回、新たな取組といいますか、特にトレーニングジムの強化といいますか、いい機械マシンを入れるということで、それにすごい興味を持っているんですが、例えばトレーニングジムというのは普通、仕事が終わってから、もうほとんどが夜というか夕方からなんです。そういった時にですね、この前ちょっと、このインストラクターやっている方にね、聞いたんです。そしたら、自分としては会計年度任用職員で、まだ子育て期間中ということで、時間帯が昼の仕事しか今はできないという話をされていたんですが、そういったことを、担当課としてはそこまで考えていますか。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

教育行政課長 万寿祥久君。

○ 教育行政課長 万 寿 祥 久 君

今、議員おっしゃるとおり1人です。過去にインストラクターを経験した。スキルを持った会計年度任用職員、女性のスタッフが1人名おります。当然そのスキル、能力を生かして、夜に仕事終わりに来る方々に、そういったサービスをさせていただければというようなことで思っておりますが、会計年度職員が、子育て世代ということで、時間的な制約もあるのかなというふうに思っているところでございます。

また今、現B&G海洋センターの2階にもトレーニングルームがございます。あちらの施設整備の際には、当然、当時有資格者は、そういう能力を持ったスタッフはおりませんでした。設置当初はその業者の方に、使い方のレクチャーをいただいて、ある程度その研修的なもの。使い方、安全な使い方であったり、効果的な使い方、その人に合った使い方等のある程度の指導ができるような、また自助努力というかというものも取り組んでいた経緯もございます。

また4月以降、新たなトレーニング機材が入って、また今、現B&Gのトレーニングルームにはない、フリーウエイトといいまして、アスリートが使うような機材も入ります。ですからその指導であったり、安全管理というのは、より徹底して、これスタッフ全員で、そういったものを学びながら対応していくということが求められているということで、このインストラクターの方を中心に、また設置の際に業者からいろいろまたそういった技術指導もいただきながら、体制を整えていきたいなと思っております。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

6番 山城善彦議員。

○ 6番 山 城 善 彦 議員

現体制でいくという話がありますが、私としては、やはりあと1人インストラクター、こういう専門職といいますか、スキルを持った方を採用した方がいいのかなという思いがあります。現ジムもそうなんですが、村民の中にはトレーニングジムに行きたいと。だけど、なんて言いますか。敷居が高いということもよく言われます。もし行ったときに、機械の使い方何もわからないという状況がありまして、指導者がこっちにインストラクターいてやってもらったら、これは利用しやすいという話もよくされるんですが、今、課長が言っていました、職員の中でそういう技術指導ができるような講習も受けて、またやるという話でありますので、ぜひですね、まずやって、できなかったら、職員を採用して、この施設、トレーニングジムあたりを宝の持ち腐れにならないように、これぜひ、そこを念頭に置いて、頑張ってくださいと思います。

もちろんノンプロとか、そういう合宿に来られる皆さんというのは、それなりのトレーナーがいたり、そういう指導もできる方たちがいるので、それはよしとして、やはり基本、村民が気軽に理念の中にありますとおり「利用できる」という施設でありますから、そこは重々、御検討いただいて、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

教育行政課長 万寿祥久君。

○ 教育行政課長 万 寿 祥 久 君

ただいまの山城議員の提言を肝に銘じながら、しっかりと準備を進めてまいりたいと思います。また、なかなか有資格者というの、村内にも恐らく探す、人選ですね、人がいるのかっていうのを探しながら、必要に応じてということで検討させていただければなと思っております。

以前、私もB&Gの方で勤務していた当時は、トレーニング機械が入った際に、本島のフィットネスクラブの見学だったり、いろいろ情報を取る中で、ちょっと参考にさせてもらったものがございます。御紹介させていただければと思いますが、会員の皆さんに、こういった記録簿みたいなものがありました。それでどういう、どの機械を何回ぐらいやるというのを、ちゃんと記録をして、それを自分がどういうトレーニングをやってきたかという変遷を確認するのと、それによってどういう効果が、体重であったり、そういったものも測定する表になっています。そういったものも以前、本島の会員制のフィットネスクラブを参考にしながら、つくった記憶もございます。

そういったもので、まず最初に来られた方に、気軽にスタッフに声をかけてもらって、親切丁寧にどういったものをやりたいかというニーズも、ちゃんと聞き取りをしながら、その人に合ったトレーニングプログラムであったり、機械の使い方というのを、やっぱり一度教えても次に、これ「どんなだったっけ」というふうに「何回やったかな」というのも、利用される方の頻度によって忘れる方もいらっしゃるのと感じておりましたので、そういったところもきめ細やかに対応できるような体制をつくっていければなというふうに思っております。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

6番 山城善彦議員。

○ 6番 山 城 善 彦 議員

課長が今言うように、そういう指導の体制というのが、後で④の新たな取り組みは。というところで申し上げようと思ったんですが、やはり広く、多くの村民に利用させていただくためには、年齢層も幅広いです。そういった中で例えば、各種団体といいますか、気が知れた皆さんで、ここのこういう体験会といいますか、実際にこのジムの機械を使ってやるというようなことも必要かと思うんです。これが村民にパッと行って、全然知らない人と一緒では、ちょっと気を使って、あまりやらないんですよ。ですから次につながらないですから、やはりこう同じ仲間といいますか。青年会、婦人会そういう気の知れた皆さん、各区ごとでもいいです。そういった中でやると説明して、こういうふうにして使いますよということにすると、「ワッター、タイシ、マタイジンナンナ」とか、そういう1人ではいけないけど、こういう何人かでだったら利用しやすいというような形もありますので、そういったこともやはり体験会みたいなものを、ぜひやっていただきたい。あまり大きいくりじゃなくて、小さくですね。例えば10人ぐらいの人数あたりでやって、実際にやって見せて、「これはこういうふうに使えます」と、「これは効果があります」みたいな、こういう説明まで加えて、実体験してもらおうと、それが会員の増にもつながるだろうし、やはり健康意識の高まりにもなりますので、ぜひ、お願いしたいと思いますが、どうですか。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

教育行政課長 万寿祥久君。

○ 教育行政課長 万 寿 祥 久 君

議員のおっしゃるとおりと、私も感じているところでございます。そういった体験会を気軽に仲のいい方々で来られるような人数でやるということと。各区、団体等、そういったあらゆる声かけの方法を検討させていただきたいというふうに思っております。

また別に、B&Gで今やっている自主事業、骨盤体操とか、ピラティスとか最近、広報誌の方でも、紹介させていただいていると思うんですが、また新たなそういった教室で施設に来てもらって、こういう機械もあるんだということで、そういったものでまた通う、健康づくりの意識を高めるような取組と併用して、またプールの水中運動であったり、そういったものをいろいろ村民の皆さんにいろいろ提供できるようなもので、会員につなげていく、利用者を増やしていく取組に全力を尽くしていきたいなと思っております。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

6番 山城善彦議員。

○ 6番 山 城 善 彦 議員

お願いしたいと思いますが、今ちょっと、②と④を混同して今、質問もさせていただいておりますが、現B&Gでは、各サークルが多くありまして、11ですか。というのがあって、その中でこの会員数、会員が174人ということだったんですが、その中でこのサークルの人数が132人ということで、本当に私もいろいろと利用させてもらっていますが、時間で区切られて、本当に後ろで待っているような状況があったりして、すごいいい利用をされているのかというふうに納得をしておりますので、今コロナ禍ということで、3密云々ということで、武道場でやっていたやつを今度はドームでやったりとかいうふうな状況でありますから、新しい施設ができれば、それはもう本当にこういう伸び伸びした状況で利用できるのかと思って今、期待をしているところであります。

ちょっと話があっちこっち飛びましたので。先ほど、そういうトレーニングジムの利用促進といいますかね、啓蒙という形での話も、各種団体の体験会という話もさせていただきましたが、そういうこととか、例えば、そういうふうにご利用を促すと言いますか、そういう機会づくりといいますか、特にこういうジムというのは特殊です。普通、サークルですとメンバーがいますから。ジムですと、もうやはり個々の体幹を鍛えるということでもありますから、結構皆さん、そういう気持ちになるというのは難しいんですけどね。

皆さんの方に資料がいらっしゃると思いますが、テレビにも出演された方で、少し有名どころなんですけど、「タキミカさん」という、90歳のフィットネスインストラクターということで、資料を提供させていただきましたが、NHKのテレビの中に少し見て、もう感動したんです。「えー、こういうことができるのか」というふうな感じで、皆さん見てもわかるとおり、すごいですよ。この人90歳なんです。この人は65歳からジムに通ったらしいんです。普段何もしない一般の主婦です。それが、ちょっと太り過ぎたので、ジムでも行ったらというふうにお父さんに言われて行ったという話なんですけど、それがずっとこう25年間ずっとやっていて。ジムをやって、そして79歳のときに、パーソナルトレーニングといいますか、個人指導らしいんですけど、そういったものを受けて87歳で、「フィットネスインストラクターやってください」と。この先生に言われて、やり始めたらいいんですけど。この写真ではちょっとわかりづらいんですけど、嘘でしょうというぐらいの上腕二頭筋がすごいんです。そういう体格をされていて、こういった方を、例えば招聘して講演をやってもらおうとか、タキミカさんは、言われているんです。コロナが落ちつけば、47都道府県回って、そういうことを話したいということも言われていますので、すごい刺激になると思います、村民は。

ですから、そういったことも利用して、皆さんが健康に対する意識を高めて、やればできるんだというふうにして、健康寿命の延長にもなりますし、村としては、やはりいろいろ国民健康保険税の一般会計からの繰入れもあるわけですから、そういったことも減免していくという形になると思いますので、そこらをぜひ検討できないか。お願いします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

教育行政課長 万寿祥久君。

○ 教育行政課長 万 寿 祥 久 君

議員から提供いただきました資料です、私も拝見して、いずれかテレビで見た記憶がよみがえっております。まさに、好きこそもののと言いますか、やはり恐らく最初からここを目指していたわけではないと思うんですけど、何かのきっかけというもので、これが生活の一部になり、それがもっと突き詰めて、もっとそういった生きがいというか、インストラクターの資格を取るまでになられた素晴らしい現役の方ということで今、拝見しているところでございます。

議員がおっしゃるように「47都道府県回りたい」という意欲というお話もお伺いさせていただきましたので、まずはそういう機会が本当にあって沖縄、またここ伊江村にですね、来ていただけるようなチャンスがあるか、ちょっと情報収集と連絡手段等があれば、御相談をしてみたいなというふうに思っているところであります。

また近く、本島県内の方でも、こういったやられている方で、ぜひ村民の方にそういった刺激として講演をしていただける方というのを探しながら、啓蒙、啓発活動の分もやっていければと思っております。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

6番 山城善彦議員。

○ 6番 山 城 善 彦 議員

ぜひですね、積極的に、そういったものをどんどんやっていただいて、村民が、こぞって、この屋内体育施設へ通う、そういう姿ってすごいじゃないですか。ぜひそういうふうな形になってほしいなと思っておりますので、よろしく願いいたします。

ちょっと飛びましたが、次に3つ目の、屋内体育施設のネーミングライツは検討されたか。について、また再質問させていただきますが、答弁にありますとおり令和2年3月にも質問させていただきました。その時の答弁で、答弁書にもありますが、総合運動公園施設の全体が整備され、施設利用の充実を図り、施設価値を高めていきながら、一般公募等の検討をしていきたいということがありますが、この総合運動公園施設、全体が整備されとありますが、それというのは、今回のこの屋内体育施設で完了ですか。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

教育行政課長 万寿祥久君。

○ 教育行政課長 万 寿 祥 久 君

一応、総合運動公園の計画につきましては、主な施設としましては、今年度完成予定の屋内体育施設が、最後でございます。ただ附帯施設といたしまして、今年度、設計をしておりますサブグラウンドの整備が、来年度、工事の予定となっておりますが、こちらは附帯施設、野球場の附帯施設という位置づけでございますので、大まかな施設につきましては、今年度の屋内体育施設の整備が最後ということになっております。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

6番 山城善彦議員。

○ 6番 山 城 善 彦 議員

わかりました。一般公募等を検討していきたいということの後に、やはりコロナウイルスが国内外に蔓延し、あらゆる社会活動が大きな影響を与え、今も長期化している状況にあると。結局、ネーミングライツについては進展が難しい状況となっております。しかしながら、令和4年度の屋内体育施設の供用開始を契機に、ネーミングライツについて検討をしていきたいというふうに答弁されておりますが、これまでも何度もやっていて、今回、ちょっと躊躇したんですよ。「またな」と言われるかなと思って。そういうこともありますが実際は、村長。本当にやろうと思っておりますよね。どうですか。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島袋 秀幸 君

今回の答弁では、一般公募も含めてということとなっておりますが、これまでは個別には「どうですか」という部分で、内々にそういう面談の中で申し上げたことはありますが、なかなかうまく運んでこなかったという部分があります。

総合運動公園の、主要施設が完成して全体的な部分でやるのか、特にメインの野球場とかの部分についても、一応そういう何とかスタジアムみたいな感じの提案もさせていただきましたが、なかなか色よい返事はいただけなかったという部分もありますが、今後についても、そういう非公式な、要するに関係のある企業に、いわゆる働きかけもしながら、ある程度、もう完成した総合施設としての公園という施設ができ上がった時に、一般公募も視野に入れるという部分でやっていますので、そこで答えておりますので、教育委員会の方で、その辺を見据えて今後、供用開始後にそういう一般公募も含めたネーミングライツの検討を開始していくということでございます。

私としては、個人的につき合いのある企業とかについては、今回のそういう総合運動公園が全体的に整備を終えたときに、また、あらゆる機会を通して、ネーミングライツのお願いといえますか、呼びかけはやっていきたいと思っています。

○ 議長 渡久地 政雄 君

6番 山城善彦議員。

○ 6番 山城 善彦 議員

ぜひですね、積極的に取り組んでいただきたいと思っておりますが、今回で総合運動公園についてはほぼ完成という、附帯施設ですか、それができれば完成というお話であります。陸上競技場ですか。実際、当初はそういう計画もあったわけですけど、もろもろの事情があってということがあって、その計画は断念したという経緯がありますが、それについてはもう、今後検討しないということでしょうか。

○ 議長 渡久地 政雄 君

村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島袋 秀幸 君

今のところ総合グラウンド、陸上競技場については、今のところ白紙でございます。当初予定していたところが断念をせざるを得なかった後に、新たな土地も場所も一応検討はしているところですが、これまでの経緯を含めた中では、やはり村民的にもいろんな意見がある。あるいは優良農地、大きな面積が必要ですから、そういう優良農地か、あるいは農地を潰さないような感じの施設整備が、今回の陸上競技場で、ある程度の村民の考え方といえますか、その辺を若干認識するようなそういうことになりましたので、場所については、必要性という部分は感じておりますが、とりあえず今の段階では、今ある野球を中心とした、その辺の総合運動公園のこれまで村が目指していた合宿、最近提案があるスポーツアカデミー、その辺の動向を見ながら、多目的総合グラウンド、400メートルグラウンドについては、今後検討していくということになるかというふうに思っております。

○ 議長 渡久地 政雄 君

6番 山城善彦議員。

○ 6番 山城 善彦 議員

通告にもない質問でありました。答弁いただきまして、ありがとうございます。

最後になりますが、やはりこの屋内体育施設が本当に村民から親しまれてですね、本当につくってよかったなという感じで、利用者が増えて、健康で明るい村づくりができますように、お願いいたしまして、私の一般質問終わります。



○ 議長 渡久地 政 雄 君

これで一般質問を終わります。

休憩します。

(休憩時刻11時32分)

再開します。

(再開時刻11時34分)

日程第2 報告第15号 中層型浮魚礁更新工事の専決処分の報告について議題とします。

提出者からの報告を求めます。村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島 袋 秀 幸 君

報告第15号 中層型浮魚礁更新工事の専決処分の報告について、提案理由を申し上げます。

令和3年11月15日に、専決処分をした事項について、同条第2項の規定により、これを議会に報告するものであります。

専決処分書をお開きいただきたいと思います。契約金額が(イ)変更前の請負金額が1億4,300万円。(ロ)変更による増額契約額が386万9,800円。(ハ)変更後の請負金額が1億4,686万9,800円でございます。

契約の相手方が、株式会社 内間土建、浦添市伊祖2丁目5番2号、代表取締役 内間 司と契約をいたしております。

なお今回の契約変更の主な内容といたしましては、浮き魚礁を設置する時の伊江港及び開港時における、当初は16海里以内の一番近い港、これは具体的には、本部港から伊江港に寄って、伊江港から、浮き魚礁を設置する箇所に曳航する予定でありましたが、これが那覇港から伊江港に来て浮き魚礁を設置する場所に行くということで、距離の延長に伴う増額契約となっております。以上で報告とさせていただきます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

これで報告第15号は終わりました。

日程第3 議案第59号 村営東江上第4地区土地改良事業の施行について、本案について提案理由の説明を求めます。村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島 袋 秀 幸 君

議案第59号 村営東江上第4地区土地改良事業の施行についての提案理由を、御説明申し上げます。

村営東江上第4地区土地改良事業を別紙事業計画概要書のとおり施工したいので、土地改良法第96条の2第2項の規定により、これを議会に提案しているものでございます。

施行年度が、令和4年度から令和8年度の5年間を予定しております。名称は明記のとおりであります。工事場所につきましては、伊江村東江上地内ということになっておりますが、契約概要書の13ページをお開きいただきたいと思います。

現在、建設中の畜産総合施設を、コの字型に囲った黄色で示した部分と理解をしていただきたいと思います。受益面積は9.4ヘクタールであります。事業概要についてはこの受益面積9.4ヘクタールを対象として、排水路815メートル、水兼農道875メートル、浸透池3基、防風施設が670メートルを施工する整備内容となっております。以上で、提案理由とさせていただきます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

これで、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。10番 名嘉 實議員。

○ 10番 名 嘉 實 議員

11ページの、第7章 効用の⑦について伺います。

年増加農業所得額が、現在では506万円から、この⑦では1,074万8,000円と。現在の約3倍になる予定になっていますが、この金額になるのはいつごろからかということと。

それからこの下の方に、評価期間が、45年ということになっていますが、あと45年たつと、我々はもうみんないなくなると思うんですが、これ45年というのは誰が評価するんですかということをお聞きします。

それから18ページ、13ページと18ページに同じような記述があります。斜線部分についての説明の中に、斜線部分はビニールハウスとなっています。私、現場見てきたんですが、ビニールハウスというのはわずか連棟が1か所、単棟が1か所でした。その他は、平張ハウスでした。これはビニールハウスだけというのは間違いではないかと。いうふうに思いますが、どうでしょうか。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

農林水産課長 玉城正朝君。

○ 農林水産課長 玉 城 正 朝 君

まず1つ目の、評価の⑦の方で、年増加農業所得額というのは、事業完了して令和8年以降の増加額、所得増加額となっております。あと、その下の御質疑の2つ目の、評価期間というのがありますが、これは農水省の土地改良事業効果算定マニュアルのほうに記述がありまして、評価期間というのを、この工事の施工期間5年プラスの40年という表記があって、それにしたがって、そこに表記してあります。

3つ目の13ページの、このビニールハウスの表記なんですけど、この表記、平張もビニールハウスという表記でされているんですが、効果算定するときに、防風林効果というのを見るときに、平張と、ビニールハウスが同じ扱いになるもんですから、それでも平張とビニールハウスと分けなくて、こういう表記の仕方になっていると思います。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

10番 名嘉 實議員。

○ 10番 名 嘉 實 議員

第7章の効用についてですが、年増加農業所得金額については、令和8年からの金額という説明でした。工事が終わってすぐということですが、植栽は木は、工事が終わってもすぐには伸びませんよ。その効果は、工事が終わってすぐには効果は出ないと思いますが、どうでしょうか。

それから、評価期間についてですが、これは国が決められている年度、年数だからこう書いたということですが、今までも事業があったと思うんですが、評価したことありますか。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

農林水産課長 玉城正朝君。

○ 農林水産課長 玉 城 正 朝 君

ただいま御質疑があった⑦の年増加農業所得額なんですけど、再度確認して、御報告させていただきたいと思います。

この評価期間の45年についても、再度確認して、この議会の中で報告させていただきたいと思います。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島 袋 秀 幸 君

名嘉議員がこの土地改良事業の対策、実施における国から示されたこういう様式でございます。一般的にいう費用対効果B/C（ビーバイシー）を算出するための様式だということで、理解をさせていただきたいと。

ここの一番上に、今回の第4地区の東江上土地の3億2,482万5,000円がかかるわけです。これをビーバイシー的にいって、45年かけて3億5,333万4,000円の効果が出る。それで、ビーバイシーは1.09でそれがこの事業として、これを実施する。できるということで、これが1を減ると、この事業は、国において採択されない。そういう国が示した便益の部分をやって、45年の後に3億5,000万円越えの効果が出るので、この事

業は実施する妥当性がある。そういうような表だとして、こう考えていただきたい45年後に、この評価というのは、これも評価して、こういう効果が出ますということであって、これを45年後に評価する、今までやった部分を評価しますとかいうことではなくて、そういう事業を採択していく中の一つの先ほど言いましたけど、農林水産省が示した事業を実施採択するための、一つの様式の中で、そういうことになっているということで理解していただきます。この1.09が、1点切ったらこの事業は実施できないということでありませぬ。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

休憩します。

(休憩時刻11時50分)

再開します。

(再開時刻11時50分)

農林水産課長 玉城正朝君。

○ 農林水産課長 玉 城 正 朝 君

ただいま村長が申したとおり、この様式自体が農水省の土地改良事業効果算定マニュアルに沿った様式で、この中で効果を算出しないと事業1.0以上の効果が出ないと事業採択できないということの表でありまして、この評価期間の45年ってというのは、村長が申したとおり、総便益の総費用の3億2,482万5,000円を、超える効果額がないと、この事業が採択できないということでありませぬ。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

10番 名嘉 實議員。

○ 10番 名 嘉 實 議員

村長の話でも、今の話でも、課長の話でも、事業採択のための、建前の数字だと。計画だというふうに私は感じませぬ。この事業ができたとしても、今、現況年総額がこれ効用11ページの⑥ですが、現況年総農業所得額が506万円から、いきなり令和8年には増加額が1,074万8,000円、現在の3倍。これは増加額ですから、現在の3倍に、引き上がるということは考えられませぬ。どうですか。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

休憩します。

(休憩時刻11時51分)

再開します。

(再開時刻11時52分)

農林水産課長 玉城正朝君。

○ 農林水産課長 玉 城 正 朝 君

この、年増加農業所得額の算出方法なんですけど、前の10ページにございまして、この10ページの中で、食料安定供給確保に関する効果ということで、作物生産効果というのは防風林を整備することで、こういう効果が得られます。品質向上効果というのが、水兼農道を整備することで粉じん等を防ぐことで、作物の品質が上がります。という効果と、維持管理費節減効果というのは、こういう施設をつくったことにより、こういう経費が生まれますということで、マイナス表記とされております。

下の方に行くと、国産農産物安定供給効果ということで、出荷する作物の安定供給できるという効果というのがありまして、その前段に、また計画書の方に細かい、そういう土地改良事業効果算定マニュアルに沿った効果の出し方というのがあります。そういった作物の、まず現況を確認してそれをマニュアルに当てはめて効果を出して行って、この最後の表の方にこの数字で表記するというので、効果の算出という形になっています。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

7番 内間広樹議員。

○ 7番 内 間 広 樹 議員

東江上第4地区、9.4ヘクタールを今度採択されたという中で、全体の農業基盤整備促進事業の何%になるのか。これまで工事完了したところと、それと今、工事中のところがあります。東江上第1、第2、第3、西部地区、それとこの9.4ヘクタールを含めると、全体の何%になるのかお伺いします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

農林水産課長 玉城正朝君。

○ 農林水産課長 玉 城 正 朝 君

今、農地保全がこれまで西崎第1、第2、フナズ川平、県営では川平第1、第2ということで、また東江上の方に移って、東江上第1、第2、第3ということで今回、第4地区っていう形になっていくんですが、今ここには細かい、そういう何%というのはなくて、まず島全体のかんがいを今行っている農振農用地の中で、この事業を随時行っていく計画となっております。

まだ50%も全体で、ちょっと今詳しい数値がないんですけど、そこまでいっているかどうかのものだと思いますので、これから随時、県のほうと採択を調整しながら、農振農用地の中で進めていく形でやっていきたいと考えております。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

7番 内間広樹議員。

○ 7番 内 間 広 樹 議員

わかりました。関連施設が完了したところから、区分けして、恐らく進んでいくんだらうというふうに想定します。今回の第4地区に浸透池が3か所、9.4ヘクタールの中に3か所となっております。この配置図を見ると、3号浸透池は、並木道沿いにまた設置される予定していますよね。以前も、農地を潰さないような工法をしてくれんかというお願いを、要望をしたところなんですけども、これ場所的にもいかなんかなと。景観も大分、悪くするような場所じゃないかなというふうに思うことが一つと。

それともう一つは、この区域の中に1か所、既存の浸透池がありますよね、北のほうに、恐らくあの浸透池は、セリ市場の排水を落とし込む浸透池じゃないのかなと想定できるんですけども、ちょっと4号池の話で、3号池のことを振り返って話しますと失礼ですけども、よく私も現場しっかり見とけばと思ったんですが、トレンチ工法をやりました。一つの方法です。よく見たら、すぐそばに、グスク溜池がある。そこに落とし込む方法もあったんじゃないのかと。今になってそう思うんですよ。

今言ったようにこっちに既存の浸透池もあるし、これからこういう計画を進めていく中で、既存の排水に接続するなり、ため池に落とし込むなりという方法をとることも検討しながら、できるだけ浸透池はつくらないように、計画をしていただけないかなというふうに要望します。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

農林水産課長 玉城正朝君。

○ 農林水産課長 玉 城 正 朝 君

東江上第3地区を計画したときに、内間議員と同じく、グスク溜池に入れられないかということで、この事業計画のほう、計画していこうと考えていたんですが、どうしてもグスク溜池の流域からくる水で、ため池の本体の流量、また流入口、オーバーフローの部分というものが計算されているので、個々の水量を入れると、容量的にオーバーしてしまう。というものがあまして、県とのヒアリングとかでも、いろいろ検討したんですが、ため池の方では、流域が違って、溢れる危険性がある等の、理由。計算上、どうしても理屈的に、理由が通らなかったということがあまして、浸透池の方で処理するという計画となっております。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

7番 内間広樹議員。

○ 7番 内 間 広 樹 議員

あと一つの例として挙げました。今後こういう計画を進めていく場合、既存の施設とうまく利用して、浸透池をできるだけつくらないような、計画を立てていただけないかという、私が言いたいこと、そこですので、以上です。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

5番 島袋 勉議員。

○ 5番 島 袋 勉 議員

19ページの平面図を見ながら、質疑します。4号水兼農道180メートル、これS字型になっているんですが、最初の曲がり角の上の方、空白部分のところが、これセリ市場の駐車場になっています。この図面上では、その駐車場との兼ね合いがちょっとわからないんですが、この道路は、セリ市の開催時は、よく使われる道路にこれからもなり得る道路です。それですので、この4号水兼農道は、この駐車場とすり合わせでもいけるのか、この図面ではちょっとわかりづらいので、4号水兼農道からそのまま駐車場に行けるのかどうか、お伺いします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

農林水産課長 玉城正朝君。

○ 農林水産課長 玉 城 正 朝 君

現在里道で、この4号水兼農道が東側から今、つながっている状態なので、整備時にもこの駐車場の方へ抜けられるように、整備していきたいと考え、つながるといって整備していきたいと考えております。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

ほかに質疑ございませんか。〔「質疑なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。お諮りします。

ただいま議題になっています議案第59号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第59号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから議案第59号 村営東江上第4地区土地改良事業の施行について、採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第59号 村営東江上第4地区土地改良事業の施行について、原案のとおり可決されました。

休憩します。

(休憩時刻12時01分)

再開します。

(再開時刻13時30分)

日程第4 議案第60号 伊江村畜産総合施設整備工事（R2）建築の請負契約の変更について、議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島 袋 秀 幸 君

議案第60号 伊江村畜産総合施設整備工事（R2）建築の請負契約の変更についての提案理由を、御説明申し上げます。

地方自治法第96条第1項の規定により、議会に提出しているものでございます。

契約金額が、(イ) 変更前の請負金額 6億4,666万8,000円。(ロ) 変更による増額契約額1,087万9,000円。

(ハ) 変更後の請負金額 6 億 5,754 万 7,000 円。

契約の相手方、有限会社真組、有限会社永山建設、島幸建設株式会社、特定建設工事共同企業体。代表者、伊江村字川平396番地、有限会社真組、代表取締役、浦崎直幸と契約をしていきたいと思っております。

次に、変更内容について御説明をしたいと思います。資料を御覧ください。資料の配置図の赤で示した、1 から 6 の施設と、緑色で示した15の施設の地盤改良が必要になって、その地盤改良工事の追加であります。並びに、赤色の 4、5、6、これは堆肥舎であります。堆肥舎の磁気探査業務を追加したための変更増であります。以上で、提案理由とさせていただきます。御審議方、よろしく願いいたします。

**○ 議長 渡久地 政 雄 君**

これで提案理由の説明を終わります。これから質疑を行います。〔「質疑なし」の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。お諮りします。

ただいま議題となっています議案第60号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第60号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから議案第60号 伊江村畜産総合施設整備工事（R2）建築の請負契約の変更について、採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第60号 伊江村畜産総合施設整備工事（R2）建築の請負契約の変更について、原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第61号 伊江村畜産総合施設整備工事（R3）建築の請負契約について、議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。村長 島袋秀幸君。

**○ 村長 島 袋 秀 幸 君**

議案第61号 伊江村畜産総合施設整備工事（R3）建築の請負契約についての提案理由を、御説明申し上げます。

契約金額 4 億 7,520 万円。契約の相手方、有限会社真組、有限会社永山建設、島幸建設株式会社、特定建設工事共同企業体。代表者、伊江村字川平396番地、有限会社真組、代表取締役、浦崎直幸と契約をしていきたいと考えております。

工事の内容について、御説明を申し上げます。3枚目になりますか。配置図をお開きください。A4に縮小していますから、なかなか見づらんですが、説明をしたいと思います。今回、工事する施設につきましては、青の⑦から⑰までの、令和3年度工事分というのが、今回の工事の対象施設であります。

まずは⑦繁殖研修施設、⑧子牛隔離施設、⑩、⑪が肥育牛舎、⑨と⑫が堆肥舎になっております。⑬が乾燥庫、⑭が農機具庫、そして⑮が管理棟ということになっております。⑯が待機牛舎になっております。そういうもろもろの施設を今回の令和3年度の建築工事で、工事をしていくということであります。工事の工期については、令和3年の12月23日から、令和4年3月31日までで、今回の工事は予定をしております。その後、国との協議をへまして、翌年度繰越明許費で工事を整備していくという協議に入る予定であります。

延べ面積は、2,906.75平方メートルでございます。以上で、提案理由とさせていただきます。御審議方、ひとつよろしく願いいたします。

**○ 議長 渡久地 政 雄 君**

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ございませんか。〔「質疑なし」の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。お諮りします。

ただいま議題となっています議案第61号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思えます。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第61号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから議案第61号 伊江村畜産総合施設整備工事（R3）建築の請負契約について、採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第61号 伊江村畜産総合施設整備工事（R3）建築の請負契約について、原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第62号 伊江中学校教員宿舎新築工事（建築・周辺整備）の請負契約について、議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島袋秀幸君

議案第62号 伊江中学校教員宿舎新築工事（建築・周辺整備）の請負契約についての提案理由を、御説明申し上げます。

地方自治法第96条第1項の規定により、議会に提案をしているものでございます。

契約金額が、2億2,110万円。契約の相手方、有限会社蔵下組、有限会社伊江島開発、特定建設工事共同企業体。代表者、伊江村字川平223番地、有限会社蔵下組、代表取締役、蔵下 進と契約を予定しているところであります。

なお、今回の伊江中の教員宿舎の工事につきましては、債務負担行為により令和3年度と令和4年度で実施するものでございます。既存の教員宿舎3か所にある3棟、老朽化に伴い1棟に統合し、12戸を西江上地内に整備するものでございます。

工事概要は鉄筋コンクリート造2階建て、部屋は家族用3DK2戸、単身者用2DK10戸、14台が駐車できる駐車場と周辺の外構工事となっているところであります。なお、工期はおおむね令和3年12月から令和4年7月ごろを予定しているところであります。建設箇所位置図、平面図等を資料として配付しておりますので、御参照いただければと思います。

以上で、提案理由の説明とさせていただきます。御審議方、ひとつよろしくお願いを申し上げます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

これで提案理由の説明を終わります。これから質疑を行います。10番 名嘉 實議員。

○ 10番 名 嘉 實 議員

資料の2枚目、図面があるんですが、3DKタイプと、2DKのAタイプ、Bタイプ、3つに分れているんですが、これはどういうことですか。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

教育行政課長 万寿祥久君。

○ 教育行政課長 万 寿 祥 久 君

まず2パターンの間取りがございますが、3DKの間取りについては、家族用の先生方が入居する部屋ということで2戸、その他10戸につきましては、2DKということで単身者用の先生が入居する部屋というこ

とで考えております。

失礼いたしました。この2DKのAタイプと、Bタイプの違いということをございました。恐らくこの図面で見るとおりAタイプとBタイプの玄関の配置の向きが違うということでございます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

ほかに質疑ございませんか。〔「質疑なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。お諮りします。

ただいま議題になっております議案第62号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第62号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから議案第62号 伊江中学校教員宿舎新築工事（建築・周辺整備）の請負契約について、採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第62号 伊江中学校教員宿舎新築工事（建築・周辺整備）の請負契約について、原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第63号 伊江村総合運動公園屋内体育施設新築工事（建築）の請負契約の変更について、議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島 袋 秀 幸 君

議案第63号 伊江村総合運動公園屋内体育施設新築工事（建築）の請負契約の変更についての提案理由を、御説明申し上げます。

3. 契約金額、(イ) 変更前の請負金額12億3,860万円。(ロ) 変更による増額契約額1,749万円。(ハ) 変更後の請負額12億5,609万円。

契約の相手方、有限会社明城建設、有限会社丸仲土建、株式会社エムエープランニング 特定建設工事共同企業体。代表者、沖縄市池原二丁目15番35号、有限会社明城建設、代表取締役、山城重幸と契約をしていきたいと考えております。

なお、今回の主な変更理由としましては、当初は備品購入で整備を予定していた体育館内のバスケットリング6基、コートライン及び仕切りネットの設置について、施工の効率的な状況に鑑み、建築工事に変更して実施する必要が生じたための変更でございます。なお、工期に変更はなく、令和4年3月25日に完了する見込みでございます。

以上で、提案理由とさせていただきます。御審議のほど、よろしくお願いを申し上げます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ございませんか。〔「質疑なし」の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。お諮りします。

ただいま議題となっております議案第63号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第63号については、委員会付託を省略することに決定しました。



これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから議案第63号 伊江村総合運動公園屋内体育施設新築工事（建築）の請負契約の変更について、採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第63号 伊江村総合運動公園屋内体育施設新築工事（建築）の請負契約の変更について、原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第64号 伊江村税条例の一部を改正する条例の制定について、議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。副村長 名城政英君。

#### ○ 副村長 名城政英君

議案第64号 伊江村税条例の一部を改正する条例の制定についての、提案理由を申し上げます。

地方税法等の一部を改正する法律、所得税法の一部を改正する法律が令和3年3月31日に公布されたことに伴いまして、本条例を改正する必要があるため、本条例を提案するものでございます。

なお詳細につきましては、住民課長が説明いたしますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。

#### ○ 議長 渡久地政雄君

住民課長 平敷兼清君。

#### ○ 住民課長 平敷兼清君

それでは今回の改正について、説明いたします。

今回の改正は、主に3つの改正がございます。1点目、所得税法の改正に伴い、個人村民税の均等割、所得割の非課税限度額における、国外居住者の取り扱いの見直し。

2点目、特定公益増進法人等における寄附金の見直し。

3点目、特定一般医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例。いわゆるセルフメディケーション税制といいますが、その期間の延長でございます。

まず先に、新旧対照表にて改正部分を説明し、その後、本日お配りしている横書きの、条例改正資料にて、補足説明いたします。先に、新旧対照表1ページをお願いいたします。

第24条は、（個人の村民税の非課税の範囲）を規定しており、第24条第2項中「及び扶養親族」の次に「（年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。）」を加えます。

第34条の7は、（寄附金税額控除）について規定しており、第34条の7第1項第1号中「寄附金（」の次に「出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、」という文言を加え、同項第2号中「掲げるものを除く。」を「掲げるもの及び出資に関する業務に充てられていることが明らかなものを除き、」に改め、次のページをお願いします。同項第3号中「認められるもの」の次に「、出資に関する業務に充てられることが明らかなもの」を加えます。

第36条の3の3は、個人の村民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書について、規定しております。第36条の3の3第1項中「控除対象扶養親族を除く」を「年齢16歳未満の者に限る」に改めます。

下段の制定附則第5条は、個人の村民税の所得割の非課税の範囲を規定しており、附則第5条第1項中「及び扶養親族」の次に「（年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。）」を加えます。

次のページをお願いします。

第6条は、特定一般医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例を規定しており、その適用期間を「令和4年度」から、「令和9年度」まで延長するものであります。

この条例の附則として、第1条第1項第1号で、第34条の7第1項の改正規定、附則第6条の改正規定並びに次条第1項の規定は、令和4年1月1日を施行日とし、第2号では、第24条第2項及び第36条の3の3、第1項の改正規定、附則第5条第1項の改正規定並びに次条第2項の規定を令和6年1月1日を施行日とするものです。

附則第2条は、経過措置として、寄附金税額控除に関する改正規定の適用日を示しており、改正後の第34条の7第1項の規定は、所得割の納税義務者が、令和3年4月1日以後に支出する同項に規定する寄附金について適用し、所得割の納税義務者が、同日前に支出した改正前の第34条の7第1項に規定する寄附金については、なお従前の例によるとしています。

第2項では、この附則の第1条第2号に掲げる規定による改正後の伊江村税条例の規定は、令和6年度以後の年度分の個人の村民税について適用し、令和5年度分までの個人の村民税については、なお従前の例によるとしております。

次に、今日本日本配りしている、横書きの条例改正資料で補足を説明したいと思います。かがみをめくっていただきまして、1ページです。

今回の条例改正の内容につきましては、1点目、所得税法の改正に伴う均等割、所得割の非課税限度額における国外居住者の見直しであります。先ほどの新旧対照表で言うと、1ページの第24条、2ページの第36条の3の3。制定附則第5条の改正内容であります。上位法の所得税法の改正によって、控除対象扶養親族の定義が改正されております。これまで所得税法において、控除対象扶養親族というのは、国内外問わず、扶養親族のうち16歳以上の者という定義でしたが、今回の改正で、国内居住者と国外居住者の2種類に分類し、さらに国外居住者については、30歳以上70歳未満は原則扶養控除の対象外としております。法律において言葉の定義が変わったため、関連する条例の文言整備が必要になっております。

条例第24条と制定附則第5条の改正は、同じ文言を加える改正でありました。

資料左側、条例改正の改正前の扶養親族という文言のままでは、改正後の所得税法の30歳以上70歳未満が適用されてしまい、法律との整合性がとれなくなるための文言の追加を、右側改正後「年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族」という文言を追加しております。

同様の内容で、第36条の3の3では、公的年金等受給者の扶養親族申告書に記載する扶養親族についての内容であります。条例改正前の上では、国外居住者の30歳以上69歳以下の者まで対象となってしまうため、年齢16歳未満の者に限る。に改正することで、申告書には国内外を問わず、16歳未満の者を申告書に記載するようにし、法律との整合性をとっています。

次のページをお願いします。2点目です。第34条の7の改正につきましては、特定公益増進法人に対する寄附金制度の見直しについてであります。これは出資業務が可能な、特定公益増進法人が増加している中、当該法人への寄附を介した出資が行われることで、税制の公平性を損ねる恐れがあることなどを踏まえ、見直しが行われております。

最後に、附則第6条の改正は、セルフメディケーション税制と呼ばれるもので、特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例を規定しており、通常の医療費控除か、このセルフメディケーションによる控除を受けるか、どちらかの選択制で控除を受けるものであります。その適用期間を令和4年度から令和9年度まで延長するものであります。

以上で議案第64号 伊江村税条例の一部を改正する条例の制定についての説明を終わります。

## ○ 議長 渡久地 政 雄 君

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ございませんか。〔「質疑なし」の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。お諮りします。

ただいま議題となっています議案第64号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思えます。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第64号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから議案第64号 伊江村税条例の一部を改正する条例の制定について、採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第64号 伊江村税条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第65号 伊江村固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。副村長 名城政英君。

#### ○ 副村長 名城政英君

議案第65号 伊江村固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定についての、提案理由を申し上げます。

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が令和3年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されたことにより、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第24条の地方税の課税免除または不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令が令和3年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されたことに伴いまして、本条例を改正する必要があるため提案するものでございます。

なお旧過疎法は、令和3年3月31日が時限立法としての期限でありましたが、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法という、いわゆる新過疎法が制定され、令和3年4月1日から施行されております。併せて関係省令が整備されたことによりまして、対象市町村つまり過疎市町村の課税免除に関する条例の改正が必要となっておりますので、条例を提案するものでございます。

なお改正内容につきまして、住民課長が説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

#### ○ 議長 渡久地政雄君

住民課長 平敷兼清君。

#### ○ 住民課長 平敷兼清君

それでは今回の改正について説明いたします。

先ほど、副村長からも提案理由でありましたとおり、新過疎法が制定され、令和3年4月1日から施行されております。

旧過疎法では、固定資産税の課税免除等に伴う減収補填が規定されており、同様の減収補填は新過疎法においても、対象業種に情報サービス業等を新たに加えて規定されております。また省令において、課税免除の要件が緩和されているため、今回の条例改正となっております。

新旧対照表と、本日お配りしている条例改正資料の3ページにて説明いたします。よろしくお願ひします。

先に、新旧対照表1ページをお願いいたします。第2条第4号の改正は、旧過疎法から新過疎法へ移行したことによる、法律の名称や区域の名称など、用語の意義についての改正であります。

第6条につきましては、見出中、過疎地域を産業振興促進区域に改め、次の2ページまでの改正後の第1号、第2号まで、またがる課税免除に関する条文は、その内容の全部を改める改正になっております。

お配りしている、条例改正資料の3ページをお願いいたします。伊江村固定資産税の課税免除に関する条

例の一部を改正する条例の参考資料でございます。資料、左側が旧過疎法及び改正前の条例での課税免除に関する要件を示しており、矢印から右側は改正後の課税免除の要件となっております。

対象業種に、情報サービス業等を追加しております。情報サービス業とは、インターネット関連事業や通信販売事業などのことをいいます。対象となる固定資産や設備投資は、改正前では新設、増設のみと限定しておりましたが、改正後は取得等という文言にすることで、取得や製作もしくは建設した生産設備や改修なども含め、要件を幅広く緩和した内容となっております。

取得価格要件についても、旧改正前では、下限を2,700万円としておりましたが、改正後は業種や資本金の区分に応じて、下限の設定をさらに低く設定し要件を緩和しております。

製造業、旅館業においては、資本金の区分に応じて500万円から2,000万円を下限とし、情報サービス業や農林水産物等販売業においては、資本金の区分なしに500万円が下限となっております。

今回の課税免除の適用期間は令和6年3月31日となっておりますが、課税免除の期間を取得以後、3年度分について免除されることになっております。

新旧対照表に戻っていただきまして、2ページをお願いします。

附則、第1項でこの条例は公布の日から施行し、改正後の規定は令和3年4月1日から適用するとします。第2項で、令和3年3月31日以前に、改正前の伊江村固定資産税の課税免除に関する条例第6条に規定する、固定資産税の課税免除を受ける要件を具備していたものについては、なお従前の例によるとします。

以上で、議案第65号 伊江村固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定についての説明を終わります。

#### ○ 議長 渡久地 政 雄 君

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ございませんか。〔「質疑なし」の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。お諮りします。

ただいま議題となっております議案第65号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第65号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから議案第65号 伊江村固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定について、採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第65号 伊江村固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第66号 伊江村国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。副村長 名城政英君。

#### ○ 副村長 名城 政 英 君

議案第66号 伊江村国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についての、提案理由を申し上げます。

健康保険法施行令等の一部を改正する政令が令和3年8月4日に公布され、令和4年1月1日に施行されることに伴い、伊江村国民健康保険条例の一部を改正する必要があるため、本条例を提案するものでございます。

なお、本条例の改正の概要につきましては、国保対象世帯に係る出産育児一時金につきまして、現在42万

円の支給があります。その総支給額の42万円には今回の条例の改正で変更ありませんけども、内訳が、施行令で改正されたため、条例の文言を改正する必要があるために、本条例を改正する必要があるために提案するものでございます。

なお詳細につきましては、住民課長が説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

住民課長 平敷兼清君。

○ 住民課長 平 敷 兼 清 君

それでは今回の改正について、説明いたします。

今回の改正は、先ほど副村長からもありましたとおり、出産育児一時金の総支給額において、現在42万円の支給がございますが今回、施行令の改正により、その内訳について変更があったための改正であります。

先に配付した条例改正資料、横書きの資料の4ページを御確認いただきたいと思います。従来からの制度として、国保加入世帯の出産育児一時金につきましては、42万円の支給があります。その42万円の内訳として、この資料の下端にあります支給額と加算額という2種類があります。

そのうち今回加算額という内訳について「1万6,000円」から「1万2,000円」に変更になったものであります。この加算額というのは、産科医療補償制度に対する掛け金分であります。産科医療補償制度というのは、資料中段の※1にあるとおり、分娩の際、生まれてきた子どもが重度脳性麻痺になった場合の経済的負担の補償や原因分析、再発防止を図る制度への掛け金のことであります。日本の分娩機関の99.9%が、この制度に加入しております。

今回、国の諮問機関におきまして、掛け金の見直しが図られたことにより改正するものであります。なお、総額42万円の支給額は変更しないこととされたため、内訳金額の改定のみであります。その点を踏まえまして、新旧対照表の改正分を御確認いただきたいと思います。

新旧対照表1ページ、第5条第1項中「40万4,000円」を「40万8,000円」に改め、同項ただし書中「1万6,000円」を「1万2,000円」に改めます。

附則として、第1項で令和4年1月1日から施行するとします。

第2項で、この条例の施行の前の出産に係る伊江村国民健康保険条例第5条の1の規定による、出産育児一時金の額については、なお従前の例によります。

以上で、議案第66号 伊江村国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についての説明を終わります。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ございませんか。〔「質疑なし」の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。お諮りします。

ただいま議題となっております議案第66号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第66号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから議案第66号 伊江村国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第66号 伊江村国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定につ

いて、原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第67号 伊江村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、議題とします。  
本案について、提案理由の説明を求めます。副村長 名城政英君。

#### ○ 副村長 名城 政 英 君

議案第67号 伊江村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての、提案理由を申し上げます。

全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、令和4年4月1日から未就学児の均等割保険税の軽減措置が講じられるため、伊江村国民健康保険税条例の一部を改正する必要があります。

国においてこれまでの社会保障の構造を見直し、全ての世代で広く安心し支えていく、全世代対応型の社会保障制度を構築するため、様々な分野での法律改正が行われました。国民健康保険においては、少子化対策の一環として未就学児における均等割額を減額し、その減額相当分については公費で支援する制度を創設しております。そのため市町村においても、その法律に基づき条例を改正する必要があるために、本条例を提案するものでございます。

なお詳細につきましては、住民課長が説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

#### ○ 議長 渡久地 政 雄 君

住民課長 平敷兼清君。

#### ○ 住民課長 平 敷 兼 清 君

それでは今回の改正について説明いたします。先に、本日お配りしている条例改正資料の5ページから6ページまでを説明した後に、新旧対照表に移りたいと思いますので、御準備をお願いします。

資料5ページ。先ほど、副村長からもありましたとおり、全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律が施行され、その中で少子化対策の一環として、子ども・子育て支援の拡充を図るため、国保の保険税について、未就学児に係る被保険者均等割額を減額し、その減額相当額を公費で支援する制度が創設されております。

資料中段にあるように、未就学児における均等割額について、従来の制度からありました、世帯の所得に応じて均等割を軽減する制度。7割軽減から、5割、2割、軽減なしという制度がありますが、その世帯の未就学児については、さらに差額の5割を軽減することとしております。7割軽減世帯の未就学児の場合は、残りの3割の半分を減額することで、合計8.5割の軽減を行うこととなります。同様に、5割軽減世帯では、合計7.5割、2割軽減世帯では合計6割、軽減なしの世帯では5割の軽減となっております。

次のページをお願いします。上段は、未就学児1人当たりの均等割額の改正前後の金額を示しております。国民健康保険税は、所得割、資産割、均等割、平等割を、それぞれ医療分、介護分、後期支援分に細分化し、賦課する制度となっております。

介護分については、40歳以上からの賦課となるため、今回の未就学児に係る改正に影響はありません。上段の表にあるとおり、今回改正のある医療分後期分の均等割は、7割軽減世帯では、改正前が4,200円。下の後期分で1,800円の合計6,000円であります。これが今回の改正により、それぞれ医療分が2,100円、後期分が900円の合計3,000円になります。同様に、5割軽減世帯については、改正前の合計が1万円から5,000円に、2割軽減世帯については、改正後8,000円。軽減なし世帯の改正後は1万円ということになります。

下の表は、実例の改正前と改正後の比較表です。世帯に、未就学児3人、0歳、2歳、5歳がいると仮定した場合の改正前後の比較表です。仮に、この世帯が7割軽減世帯であった場合、未就学児分の均等割額は1万8,000円ですが、改正後には9,000円に減額されます。同様に、5割世帯だとするとするならば、

3万円から1万5,000円へ。2割世帯、軽減なし世帯においても半額という改正になります。

以上が、今回の未就学児に係る均等割額の減額内容であります。その点を踏まえまして、新旧対照表にて改正内容を説明いたします。新旧対照表をお願いいたします。

新旧対照表1ページ。第3条第4条第5条の見出し中、係るの次に、「基礎課税額」を加える改正につきましては、法律改正に合わせた文言の整備。第5条第4号ア中、「イ並びに第7条の3及び第21条」を、「イ、第7条の3及び第21条第1項」に、「ウ、第7条の3及び第21条」を、「第7条の3及び同項」に改める改正は、このあと第21条に新たに第2項を追加することによる文言の整備であります。

第6条中、「賦課期日の属する年の前年の所得に係る」を削る改正につきましては、条文見直しによるものであります。

次のページをお願いします。第13条第1項中、「同条」を「その減額後」に改める改正は、未就学児の均等割を実施した後という意味での改正になるため、文言の整備を行います。第21条、第1号中、「第703条の5」を「第703条の5第1項」に改め、最後の行、同号イ、次のページ、及びロ中、係るの次に「基礎課税額」を加え、第2号及び第3号中、「第703条の5」を、「第703条の5第1項」に改め、同号イ及びロ中、係るの次に「基礎課税額」を加える改正につきましては、地方税法の中でも均等割の減額実施について、条文が追加されたことによる条項番号の整理であります。

次の4ページをお願いします。第21条にこの第2項を加えます。この規定を追加することにより、先に説明した未就学児に係る均等割額の減額を実施いたします。第1号は、医療分に係る未就学児の均等割額の減額を定めています。イは7割軽減世帯、ロは5割軽減世帯、ハは2割軽減世帯、ニは軽減なし世帯の未就学児に係る均等割額についての減額を示しています。第2号は、後期高齢者支援金分に係る未就学児の均等割額の減額を定めています。第1号と同様に、イは7割軽減世帯、ロは5割軽減、ハは2割軽減、ニは軽減なし世帯の未就学児に係る均等割額についての減額を示しています。

第22条中「前条」を「前条第1項の」に、「前条第1号」を「前条第1項第1号」に、「総所得金額」を「総所得金額及び」に改め、次の5ページをお願いします。上段から2行目の「第3号において同じ。）」の次に「及び」を加える改正は、先ほど第21条に2項を追加したことによる、条項番号の整備にあわせ文言の整備を行っております。

制定附則第2項中、「第21条」を「第21条第1項」に、「同条中」を「同項中」に、「第703条の5」を「第703条の5第1項」に改める改正。

附則第3項中、「第9条」を「第8条」に、「第21条」を「第21条第1項」に改める改正。

附則第4項及び、次の6ページをお願いします。第6項中、「第21条」を「第21条第1項」に改める改正。附則第7項中、「第21条」を「第21条第1項」に、「第23条」を「第21条第1項」に改める改正。附則第8項、及び、次の7ページに行きます。附則第9項中、「第21条」を「第21条第1項」に改める改正。附則第10項及び第11項中、「第23条」を「第21条第1項」に改める改正。

次の8ページをお願いします。附則第12項及び第13項中「第21条」を「第21条第1項」に改める改正は、いずれも地方税法が改正されたことによる条項番号の整理と、先ほどと同様に第21条に、第2項を追加したことにより、条項番号を明記するための改正であります。

次の9ページをお願いします。この条例の附則として、第1項で、公布の日から施行するとします。ただし、第5条第4号、第13条第1項、第21条及び第22条の改正規定。並びに附則第2項から第4項まで及び第6項から第13項までの改正規定並びに次項の規定は、令和4年4月1日から施行するとします。

第2項で、この条例による改正後の伊江村国民健康保険税条例の規定は、令和4年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和3年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるとしてい

ます。

以上で、議案第67号 伊江村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての説明を終わります。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

これで提案理由の説明を終わります。これから質疑を行います。10番 名嘉 實議員。

○ 10番 名 嘉 實 議員

子どもの均等割の軽減については、私は一般質問で取り上げた覚えがあります。この均等割というのは、人頭税ではないかということで、村長とやられた覚えがあります。村長も覚えていると思いますが、軽減に対し3点ほど伺います。

1つは、軽減対象者は何名か。2点目に、軽減総額は幾らになるかということと、国保会計総額の何%になるか。村税から言えば負担ですよね。負担は幾らになるか。何%増えるかということですが、それから3点目に、この2つ聞いてから、3点目には行きましょう。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

住民課長 平敷兼清君。

○ 住民課長 平 敷 兼 清 君

本日お配りしている資料の横書き、6ページの、実例の下にですね、※印をつけております。令和3年11月時点で国保加入、未就学児の該当する世帯が52世帯ございます。世帯数、未就学児がいる世帯数52世帯、そのうち7割軽減世帯が13世帯、5割軽減世帯が25世帯、2割軽減世帯が3世帯、軽減なしの世帯が11世帯です。うち、この52世帯で未就学児の人数が71人でございます。7割軽減が20人。5割軽減が31人。2割軽減が4人、軽減なしが16人ということになっております。

国保に影響する総額は、40万7,000円と、今のところ想定しております。そのうち国が2分の1、20万3,500円、県が10万1,750円、村で10万1,750円の費用を想定しております。国保会計全体の影響額で何%ということですか。40万7,000円よろしいですか。この国保の会計のうちの40万7,000円が影響するという事。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

休憩します。

(休憩時刻14時30分)

再開します。

(再開時刻14時31分)

住民課長 平敷兼清君。

○ 住民課長 平 敷 兼 清 君

申し訳ありません。国保会計、総額のうちの影響額割合で申しますと、0.04%ということになります。額については、先ほどの40万7,000円が影響するという想定をしております。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

10番 名嘉 實議員。

○ 10番 名 嘉 實 議員

比率にすると、わずかの軽減策ということですが、月間民商、去年の2月号に、全国の子どもの均等割、軽減自治体一覧表が記載されています。これによると、北海道は旭川市から始まって、下のほうは熊本県芦北町までの29自治体が軽減しているということです。

島根県は、2009年度から始まって、23歳未満であれば、世帯主でも、家族全員が23歳以下であれば、全員軽減対象になるということです。

その他は大体、18歳が主、それから19歳、それから12歳とかいろいろあります。先ほど、村長といろいろ意見を交わしたという件ですが、今度の条例改正が始まる前の自治体が独自でやっているところは、全額免



除、それから半額免除のところもあるんですよ。村としても、今度を契機にして、村独自に上乘せした軽減策を行うことはできないかと思いますが、どうですか。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島 袋 秀 幸 君

今回のこの未就学児の子育て支援の観点からの軽減という部分が、国の方でなされるというような、住民課長から説明を受けたときに、私も世帯が、この未就学だけじゃなくて、世帯全体の軽減かということについて、国が2分の1、そういう感じで軽減をしていくというような、改正内容というふうに思っておりましたが、今日住民課長が説明したとおりであります。

基本的にみますと、各県、あるいは各市の中で、それなりの事情、あるいは医療の状況によって、そういう均等割の軽減、それが免除がされているというような状況だというふうに思っておりますが、ずっと申し上げているとおり、制度自体の中で伊江村としては、しっかりやっていきたいというのが基本的な考え方があります。

そういうことで、この均等割の部分を免除した時に、結局はどこかで補填をしない、被保険者が持つのか、村が一般会計から入れるか、どっちかなんです。制度自体の中でしっかりやりつつ、税率改正の中で工夫しながら全体として、被保険者、世帯主の要するに、保険税の負担増にならないように、これまでもずっと税率の改定は抑えてきた経緯がありますから、そういうことで被保険者、これは加入者の負担については、そういう方向性でこれまでもやってきましたし、そういう考え方を堅持してやっていきたいというふうに思っております。

その点は一般会計の繰入れ、その辺については当然議会の議決も必要ですので、議会の理解も必要だというふうに思っているところであります。

それと沖縄県も、令和6年に向けて沖縄県の国保税の統一に向けた動きが加速をしているところであります。そういう中で、伊江村は伊江村として、離島における国保の状況を踏まえて、いろんなことを申し上げて具申をしているところでありますから、そういう中でも、スケールメリットを出して沖縄県になれば、名嘉議員がずっと要望している均等割に課さないで、健康保険のとおり所得割のみで保険税を課すのか、その辺の部分の議論にもなっていくか。国の方向性は、多分そうだと思っております。こちらの入っている健康保険は所得のみでの保険料の負担になっておりますから、その辺は国の方でされると思います。基本は制度の中でしっかり決められた部分はしっかりやって、保険者の被保険者の負担については、税率改定等の中でしっかり議会の皆さんの了解も得ながら負担軽減に、つなげていきたいというような考え方でございます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

ほかに質疑ございませんか。〔「質疑なし」の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。お諮りします。

ただいま議題となっております議案第67号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第67号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから議案第67号 伊江村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第67号 伊江村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決されました。

休憩します。 (休憩時刻14時39分)

再開します。 (再開時刻14時55分)

日程第12 議案第68号 沖縄県町村交通災害共済組合の解散に関する協議について、議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。副村長 名城政英君。

#### ○ 副村長 名城政英君

議案の説明の前に、今回上程いたします68号、それから議案第69号、議案第70号につきましては、この3件につきましては、沖縄県の交通災害共済組合の解散に伴う協議に関する議案となっております。それに伴う3つの議案は関連しますので、先に少し提案の前に、説明をさせていただきたいと思っております。交通災害共済組合の解散等の理由について御説明を申し上げてから、それぞれの議案を提案をさせていただきたいと思っております。

沖縄県町村交通災害共済組合は、沖縄県内の30の全町村で組織されておりまして、加入町村の住民が、年間1人500円の掛け金を支払って加入された住民に対して、もし交通事故で負傷し、あるいは死亡したときに、あるいは治療を受けた場合に、見舞い金を支給する交通災害共済事業を実施しているところが、この共済組合でございます。

昭和56年設立当初から、年々加入者を増やし続け、平成12年度の3万5,785人が加入しピークでありましたが、これまで安定した組合運営がなされてまいりましたが、その後、加入者が1万6,179人まで減少し、現在もなお減少している状況にあると。そこで平成27年度からは、この組合の基金を取り崩して、組合運営費に充当している状況であります。

主たる財源である加入者からの掛け金収入、1人500円のみでは、職員を採用して組合を運営することができず、設立当初から沖縄県町村会の職員が兼務で行っているところであります。そこで現在も加入者の低迷が続いており、組合を運営するために必要な人件費をはじめとする経費を捻出することができず、必要経営のほとんどを沖縄県町村会が賄っており、組合単独では交通災害事務を継続することが困難な状況となっております。

このことから、本組合を令和4年3月31日をもって解散させ、取り扱っておりました事務と財産については、沖縄県の市町村総合事務組合が引き継ぎ、会計は同組合で特別会計を新たに設けて、会計事務を分けて処理していくということでこの交通災害の共済の事業については継続なんですけれども、沖縄県市町村総合事務組合が引き継いでいきますということで今回、解散にかかる協議、そして財産の継承についての協議。それから市町村事務組合の規約の変更についての協議ということで、3つの議案をこれから説明をさせていただきまして協議をしていただければというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、議案第68号をお願いいたします。

議案第68号 沖縄県町村交通災害共済組合の解散に関する協議についての提案理由を申し上げます。

地方自治法第288条の規定によりまして、令和4年3月31日をもって、沖縄県町村交通災害共済組合を解散することについて、構成団体と協議するため、同法第290条の規定に基づき、議会の議決を必要とするため、本案を提出するものでございます。

以上で、本協議に関する提案理由とさせていただきます。審議のほどよろしく願いいたします。

#### ○ 議長 渡久地政雄君

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。2番 並里晴男議員。

○ 2番 並里晴男議員

今回の沖縄県町村交通災害共済組合ですね、これの従前の例えば事故に遭った人に、こういった保障が従前あったか。そして議案第70号とも関連するのかもしれませんが、先ほど言った補償というのは、そのまま引き継がれるものなのか、伺います。

○ 議長 渡久地政雄君

休憩します。

(休憩時刻14時58分)

再開します。

(再開時刻14時59分)

総務課長 西江 忍君。

○ 総務課長 西江 忍君

副村長からも説明ありましたが、これまで県の町村交通災害共済組合におきまして、1人掛金ですね、これは年初めの2月の末ほどから申し込みが始まりまして、3月の中旬ごろまで申し込み期間でありまして、この共済の掛金のスタートが、年度初めの4月1日から翌年の3月31日までの期間、掛け捨てで1人500円という掛金で、見舞い金を相互扶助の精神で、事故に遭われて負傷した方々へ見舞い金を送るという制度でございますけども、保障といたしまして、この共済組合の保障といたしまして、等級が1級から9級までございます。一番、大きいのが死亡した場合には150万円の見舞い金が出ます。次に、2号になりますと80万円、3号で30万円、これは入院の治療日数等で変わりますが3号で30万円、4号で20万円、5号で10万円、6号で5万円、7号になりますと3万円、8号でいきますと1万円。1日以上で、入院がない場合には5,000円というふうな保障になっております。

これまで村におきまして、過去3年間の実績を見てみますと、平成29年が395人、平成30年が357人、平成31年、令和元年が347人、令和2年が282人の加入実績となっております。その交通災害共済の解散に伴いまして、事務の引継ぎ、この制度自体は、そのまま県の町村の総合事務課へそのまま事業として引き継がれるということでございます。

○ 議長 渡久地政雄君

ほかに質疑ございませんか。〔「質疑なし」の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。お諮りします。

ただいま議題となっております議案第68号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第68号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから議案第68号 沖縄県町村交通災害共済組合の解散に関する協議について、採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第68号 沖縄県町村交通災害共済組合の解散に関する協議について、原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第69号 沖縄県町村交通災害共済組合の解散に伴う財産処分に関する協議について、議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。副村長 名城政英君。

○ 副村長 名城政英君

議案第69号 沖縄県町村交通災害共済組合の解散に伴う財産処分に関する協議についての、提案理由を御

説明いたします。

提案理由といたしまして沖縄県町村交通災害共済組合の解散に伴う財産処分の協議について、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を必要とするため、本案を提案するものでございます。

別紙、次のページをちょっと開いていただきまして、今回の財産処分の内容なんですけども、財産に関する調書がございます。令和3年3月31日現在の災害見舞金積立額というところですが、調書ですが、現在普通預金、定期預金を合算し、1億1,593万3,494円の決算年度末の現在高があるということでございます。この金額を、交通災害共済組合を解散いたしますので、沖縄県市町村総合事務組合に帰属し運営をしていくということで、今回のこの財産処分の協議ということになっております。

以上が、本協議についての説明でございます。なお本議案が可決されましたら、現沖縄県交通災害共済組合長へ協議書を提出することになっております。以上で、提案理由とさせていただきます。

#### ○ 議長 渡久地 政 雄 君

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ございませんか。〔「質疑なし」の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。お諮りします。

ただいま議題となっております議案第69号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思っております。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第69号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから議案第69号 沖縄県町村交通災害共済組合の解散に伴う財産処分に関する協議について、採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第69号 沖縄県町村交通災害共済組合の解散に伴う財産処分に関する協議について、原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第70号 沖縄県市町村総合事務組合規約の変更に関する協議について、議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。副村長 名城政英君。

#### ○ 副村長 名城 政 英 君

議案第70号 沖縄県市町村総合事務組合規約の変更に関する協議についての、提案理由を申し上げます。

沖縄県市町村総合事務組合の共同処理に関する事務に関する規約を変更することについて協議をしたいので、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を必要とするため、本議案を提案するものでございます。ページを開けていただきまして、新旧対照表を開けていただきたいと思っております。

新旧対照表の右側が現行で、左側が変更案になっていますが、最初の第3条の第3号、消防組織表、それから次の4号の消防法につきましても、これは法律の改正に伴いまして、条項を整理をしてるということで、改正を行っているということでございます。

それと、第3条に次の1号を加えるということで、第10号に、交通災害共済事業に関する事務を加えるということでございます。

それから第9条の2、組合に会計管理者を置く。2号として、会計管理者は、組合の職員のうちから、組合長が命ずる。ということを加えるということでございます。

それから2ページを開けていただきまして、別表の第1、沖縄県町村交通災害共済組合というのを、別表の1からは削るということでございます。それから別表の2ですが、別表の2は、第3条第10号に関する事

務ということになっておりますが、これは現在、交通災害共済組合、新旧対照表の3ページですが、これは、これまで交通災害共済組合に加入していた30の町村を、ここ沖縄県の総合事務組合の2の組織に変更していくということで、これを30市町村をここに加えていくということでございます。

附則としましては、この規約は、令和4年4月1日から施行する。2号、組合は令和4年3月31日をもって解散する。沖縄県町村災害共済組合の事務及び財産を承継するという内容になります。これが、議案第70号、沖縄県総合事務組合規約の変更に関する協議についての説明となりますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。以上で提案理由の説明とさせていただきます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。5番 島袋 勉議員。

○ 5番 島袋 勉 議員

すみません、今現在のこの手続と、共済へのこの申し込みのやり方、伊江村はどういうふうにしてやられているのか。自分はちょっと組長が配っていて、その集金とかそういったものがはっきり、わかりづらいところがあるんで、伊江村のやり方は今この共済金の回収の仕方とか、その辺と。それと現在までの見舞い金と、伊江村で交通事故に遭われて、見舞金が出されているのかどうか、お伺いします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

総務課長 西江 忍君。

○ 総務課長 西 江 忍 君

この交通災害共済の加入の手続の方法ということでございますけども、勉議員お説の通り、区長会、議員をお願いいたしまして、各区の組長さんが申し込み用紙を配布して、現金と一緒に期限内に役場に納めてもらうというふうな方法をこれまでとっております。

また、これまで過去に、あったか。この見舞い金の支給があったかということですけども、過去、私が調べた3年、4年間はないと記憶しております。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

5番 島袋 勉議員。

○ 5番 島袋 勉 議員

これはお金を扱うことですよ。その500円等も伊江村では、各組長に対しての負担軽減ということで、税金等の徴収に関しても、できるだけ皆さん、そういった他の機関を利用してください。そして口座振り込みを利用してくださいということで協力依頼願ひもしております。そういう中で、今回いい機会ですので、そういった周知も含めて、やり方も再度検討する余地もあるんじゃないかなと思うんです。

実際、組長がそれを回収する際、説明等もやらないといけない状況下もあるんで、特に高齢者の皆さん、そういった内容を把握されていない方が多々おられるんです。説明しないと、こういった共済のやり方か、先ほど話し合った、死亡時150万円ほど出るというものも、私初めて聞いたような感じがして、皆さんそういった制度がこういったもので、これだけ利用されて、もし交通事故に遭った場合、そのぐらいの見舞金が出るというのが、今現在、皆様わかられているのかどうか。そして特に伊江村の場合は、現住所をここに置いて、大学などは村外に出られますよね。そういった方が交通事故に遭われた場合、これを利用することによって、見舞金に入っていたら、この基金に入っていたら、案外そういった見舞金が出る可能性も十分あるんで、そういったものも重々周知して、できるだけ加入していただいて、高校生、大学生等が交通事故に遭った場合、この見舞金を利用する可能性も十分あるんで、その辺もいい機会なので、周知するいい機会だと思うんですよ、どうですか。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

総務課長 西江 忍君。

○ 総務課長 西 江 忍 君

島袋議員がおっしゃるとおり、周知の方法についてはもう少し具体的にわかりやすく、高齢者の方でも理解できるような方法を、ちょっと内部でも今後検討していきたいと考えております。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

休憩します。

(休憩時刻15時15分)

再開します。

(再開時刻15時15分)

ほかに質疑ございませんか。〔「質疑なし」の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。お諮りします。

ただいま議題となっています議案第70号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第70号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから議案第70号 沖縄県市町村総合事務組合規約の変更に関する協議について、採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第70号 沖縄県市町村総合事務組合規約の変更に関する協議について、原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第71号 令和3年度伊江村一般会計補正予算（第8号）を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島 袋 秀 幸 君

議案第71号 令和3年度伊江村一般会計補正予算（第8号）の提案理由を御説明申し上げます。

（歳入歳出予算の補正）第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,279万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ93億3,465万7,000円と定めたいと思います。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によりたいと思います。

（繰越明許費）第2条 地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表繰越明許費」によりたいと思います。

（地方債の補正）第3条 地方債の変更は、「第3表地方債補正」によりたいと思います。

第2表繰越明許費のところをお願いいたします。第6款農林水産業費、1項農業費で、農業基盤整備促進事業で9,823万9,000円を繰越して、今年度で事業を執行したいと思っております。

次のページ、第3表の地方債の補正、地方債の目的、1節過疎対策事業債で、補正前の額がゼロ、補正額が1億7,670万円、10節の辺地対策事業債、6億4,360万円から1億7,190万円を減額し、4億7,170万円としたいと思います。合計で6億4,360万円から480万円を増額し、6億4,840万円を起債し、事業を執行してまいりたいと思います。

なお、詳細にわたりましては、事項別明細書をもって、各担当課長から説明をさせたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

政策調整室長 宮城弘和君。

○ 政策調整室長 宮 城 弘 和 君

それでは事項別明細書をもちまして、御説明いたします。

歳入の1ページをお願いいたします。10款1項1目国有提供施設等所在市町村交付金111万円の減額でございます。細節1. 助成交付金114万円の減額、細節2. 調整交付金3万円の増額は、交付決定通知によるものでございます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

教育行政課長 万寿祥久君。

○ 教育行政課長 万 寿 祥 久 君

歳入2ページ、お願いいたします。14款2項3目教育費負担金30万3,000円の減額は、2節、細節101. 16万6,000円及び細節102. 13万7,000円、ともに幼稚園の預かり保育対象者の実績見込みによる保護者負担金の減額でございます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

医療保健課長 山城直也君。

○ 医療保健課長 山 城 直 也 君

4目衛生費負担金8万4,000円の計上は、細節101. 未熟児養育医療費負担金で1件の申請がありましたので、計上させていただいております。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

農林水産課参事 浦崎 悟君。

○ 農林水産課参事 浦 崎 悟 君

歳入3ページをお願いします。15款2項4目1節、細節101. メジロ飼養登録票の交付手数料4,000円の減額は、当初10羽の登録を予定しておりましたが、1羽登録が減ったための減額計上でございます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

福祉課長 新城米広君。

○ 福祉課長 新 城 米 広 君

歳入4ページ、お願いいたします。16款1項1目民生費国庫負担金4,180万円の増額は、子育て世帯に対する特別給付金に関する予算計上でございます。まずは、迅速に5万円の現金を給付することで、去る11月19日に閣議決定されておりますので、その対象となる18歳以下の対象児童800人とそれに係るシステム改修費等を含めた、事務費分を計上しております。国庫負担率は100%です。詳しくは歳出にて説明いたします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

医療保健課長 山城直也君。

○ 医療保健課長 山 城 直 也 君

2目衛生費国庫負担金24万6,000円は、細節101の国庫2分の1の負担金でございます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

住民課長 平敷兼清君。

○ 住民課長 平 敷 兼 清 君

3目保険基盤安定負担金6万円の減額は、細節101. 国保分の国庫負担金で、国からの交付決定による減額でございます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

福祉課長 新城米広君。

○ 福祉課長 新城 米 広 君

歳入5ページお願いします。2項1目民生費国庫補助金73万9,000円の計上は、児童手当システムの改修分を計上しております。補助率は100%でございます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

医療保健課長 山城直也君。

○ 医療保健課長 山城 直 也 君

2目衛生費国庫補助金865万5,000円の計上です。1節、細節102. 新型コロナワクチン接種事業です。今後3回目の追加接種に係る補助金として計上しております。10分の10の補助でございます。2節、細節101. 妊娠・出産包括支援事業補助金は、産後ケア事業として利用実績がありましたので、計上させていただいております。国庫2分の1でございます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

教育行政課長 万寿祥久君。

○ 教育行政課長 万 寿 祥 久 君

5目教育費国庫補助金104万2,000円は、1節、細節102. の1万7,000円は、受給対象者4人から2人の実績減によるものでございます。細節106. 221万3,000円の減額は、離島高校生就学援助費で実績見込みによる252万2,000円の減額と。高度へき地修学旅行費事業で、コロナ対策のためプラン変更により、31万1,000円の増額がございました。総じて減額計上をするものでございます。細節124. 沖縄人材育成事業費補助金、327万2,000円は、新規事業で内閣府直轄の事業で、沖縄の離島でA I教材等を活用した教育手法の調査研究を行う事業に申請をし、交付決定を受けましたので、予算計上するものでございます。なお、詳細につきましては歳出で御説明いたします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

政策調整室長 宮城弘和君。

○ 政策調整室長 宮 城 弘 和 君

同じく6目特定防衛施設対策交付金1万4,000円の増額につきましては、国の交付決定通知に基づく補正でございます。7目総務費国庫補助金、細節202. 新型コロナ対応地方創生臨時交付金事業714万9,000円の増額につきましては、国の交付通知に基づく補正計上でございます。商工費の観光関連事業者、事業継続支援金事業に充当するものでございます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

住民課長 平敷兼清君。

○ 住民課長 平 敷 兼 清 君

歳入6ページをお願いします。16款3項2目民生費委託金13万3,000円の増額は、国民年金システムの様式変更などのプログラム改修費用に係る国からの委託金であります。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

医療保健課長 山城直也君。

○ 医療保健課長 山城 直 也 君

歳入7ページです。17款1項2目衛生費県負担金12万3,000円は、細節101. の県4分の1の負担金でございます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

住民課長 平敷兼清君。

○ 住民課長 平 敷 兼 清 君



同じく4目保険基盤安定負担金95万9,000円の増額です。1節、細節101.の54万9,000円の増額は、国保分の負担金となっており、県からの交付決定によるものです。細節102.の41万円の増額は、後期高齢者医療分の負担金であります。同じく県からの交付決定によるものであります。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

政策調整室長 宮城弘和君。

○ 政策調整室長 宮 城 弘 和 君

8ページをお願いいたします。17款2項1目総務費県補助金の細節102.400万円の増額につきましては、変更交付決定に伴う増額補正でございます。総務費、財務管理費の防災施設機能強化事業に充当してございます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

建設課長 知念利次君。

○ 建設課長 知 念 利 次 君

3目衛生費県補助金、細節101.海岸漂着物対策事業費補助金630万円の増額補正でございます。これは軽石除去費用に関する補助金でございます。9割補助の補助金でございます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

農林水産課参事 浦崎 悟君。

○ 農林水産課参事 浦 崎 悟 君

4目1節、細節167.農業基盤整備促進事業、西部西地区の6,962万9,000円の減額は、県からの交付決定通知がございましたので計上してございます。詳細は歳出で説明いたします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

教育行政課長 万寿祥久君。

○ 教育行政課長 万 寿 祥 久 君

7目教育費県補助金173万円の減額は、1節細節107.離島高校生修学支援費事業、県費分の実績見込みによる減額計上でございます。細節112.部活動指導員配置事業46万9,000円の減額につきましては、伊江中学校の非常勤講師2人について外部指導に係る手当を補助しております。これは県3分の2の事業でございますが、コロナによる活動日数の減により減額するものでございます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

建設課長 知念利次君。

○ 建設課長 知 念 利 次 君

歳入9ページをお願いします。17款3項6目土木費県委託金37万4,000円の増額補正でございます。細節101.102.に関しまして、ここ数年にわたり人件費の見直しを実施しておらず今回、見直しを行った結果の増額補正となっております。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

総務課長 西江 忍君。

○ 総務課長 西 江 忍 君

歳入10ページをお願いいたします。20款2項9目ちゅら島づくり応援基金繰入金42万8,000円の減額は、中学校のマイクロバス購入事業の実績により繰入金の減額でございます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

政策調整室長 宮城弘和君。

○ 政策調整室長 宮 城 弘 和 君

11ページをお願いいたします。22款3項5目地域振興事業助成金の150万円の減額につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、中学生を対象とした海外ホームステイの中止によるものでございます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

住民課長 平敷兼清君。

○ 住民課長 平 敷 兼 清 君

同じく6目雑入1,113万7,000円の増です。そのうち、細節130. 保険者機能強化推進交付金67万7,000円の増額は、介護保険広域連合より、各市町村が行う介護予防重度化防止の取組に対し支援する補助金であります。既存の介護予防事業にこの交付金を充て、一般財源の縮減を図ります。

続きまして、細節205. 後期広域連合精算償還金931万7,000円の増額は、令和2年度に納付した負担金につきまして、広域連合にて令和2年度決算を行ったところ、本村への償還金が発生しておりますので、増額計上となっております。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

農林水産課参事 浦崎 悟君。

○ 農林水産課参事 浦 崎 悟 君

細節160. 地域おこし協力隊支援事業販売収入（落花生）の86万円の計上は、当初1.5トンの落花生の買い取り量を予定しておりましたが、2.5トンに増量したため、その分の販売見込みを増額計上してございます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

医療保健課長 山城直也君。

○ 医療保健課長 山 城 直 也 君

細節190. 新型コロナワクチン接種料で、村外に住所を有する方が村内で接種を受けた分の19万1,000円分の計上でございます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

教育行政課長 万寿祥久君。

○ 教育行政課長 万 寿 祥 久 君

細節194. 修学旅行保護者負担金6万8,000円の減額につきましては、今年度の小・中学校の修学旅行の工程変更等を勘案し、保護者負担分の減額となった分の計上でございます。続きまして細節300. 教育委員会その他雑入、16万円の計上は、令和3年1月に包括連携協定を結びました安田生命保険相互会社様の方から、村民俗芸能発表会への支援金として16万円を計上してございます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

総務課長 西江 忍君。

○ 総務課長 西 江 忍 君

歳入12ページをお願いいたします。23款1項1目村債480万円の計上は、10節の辺地対策事業債にて計画しておりました細節119. から、細節128. の6事業につきまして、1節の過疎対策事業債へ組み替える措置を講じております。県との起債協議におきまして、既に5億円余りの辺地対策事業債を受けており、配分を超過しておりますので県との協議の結果、10節の辺地対策事業債1億7,190万円を減額し、1節の過疎対策事業債へ1億7,670万円を組み替える措置を講じております。480万円の増額につきましては、細節122. 農業集落排水事業伊江地区の充当率を上げたことによる増額でございます。

引き続き、歳出の説明に移りたいと思います。

歳出1ページ、2款1項1目一般管理費866万3,000円の計上は、3節細節14. 児童手当19万円は、受給対象者の増加に伴う計上でございます。4節細節7. 健康・厚生年金保険料428万1,000円は、今年度採用いた

しました、会計年度任用職員16人分の健康保険料、厚生年金、児童手当、拠出金等を計上してございます。  
7節細節1. 講師謝礼金7万1,000円は、年が明けまして、職員向けのメンタルヘルス研修を計画してございます。その研修会へ招聘する講師の謝礼金と、細節2. 村功労賞1万3,000円は、功労者賞メダル代に不足がございまして、計上してございます。10節細節11. コンピューター修繕料14万6,000円は、バックアップサーバーに不具合が生じており、その修繕費と細節551. ちゅら島づくり応援寄付金業務8万円は、返礼品用の化粧箱代に不足がございまして、計上してございます。11節細節101. 旧財務会計データ抽出手数料25万9,000円と、13節、同じく細節101. 38万7,000円の使用料は、会計実地検査等に対応するため、旧財務会計システムの、平成27年度から令和元年度までの一般会計を含む4会計のデータ抽出手数料と使用料の計上でございます。18節細節1. 市町村総合事務組合負担金323万6,000円は、会計年度任用職員28人分の負担金の計上でございます。

2目文書広報費75万円の計上は18節細節103. 行政通信ネットワーク負担金で、今年度の負担金が確定しましたので計上してございます。4目財産管理費4,189万2,000円の計上は、12節、細節101. 委託料は、各区公民館への飛散防止フィルムを張り、避難施設としての防災機能強化を図りたく計上してございます。沖縄振興特別推進交付金、一括交付金を活用して実施したいと考えております。24節細節101. 財政調整基金積立金3,389万2,000円は、本補正予算の財源調整としての措置を講じております。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

政策調整室長 宮城弘和君。

○ 政策調整室長 宮 城 弘 和 君

5目企画費は365万6,000円の減額でございます。細節658. パークゴルフ整備事業の2節給料、8節旅費、10節需用費、3ページの11節役務費、13節使用料及び賃借料の減額につきましては、実績見込みによります減額補正でございます。

戻りまして、10節需用費の細節6. 修繕料15万円の増額は、車両のタイヤ交換、修理代等で修繕費に不足が想定されますので増額補正してございます。

めぐりまして2ページでございます。12節委託料、18節負担金補助金及び交付金の細節659. 真謝区・西崎区住環境負担軽減事業につきましては、予算の組替え措置でございます。防音改修工事の加速化に取り組むため、補助金を増額いたしまして、6件の防音工事への補助を行う予定でございます。26節公課費3万3,000円の増額につきましては、車両重量税の計上漏れがございまして、補正計上させていただいております。よろしく願いいたします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

総務課長 西江 忍君。

○ 総務課長 西 江 忍 君

歳出3ページをお願いいたします。2款4項2目村長選挙費52万8,000円の減額は、選挙がございませんでしたので、ともに減額措置を講じてございます。

開けて歳出4ページ、2款5項2目指定統計費8万円の減額につきましては、細節101. 調査員報酬の実績に基づく減額でございます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

福祉課長 新城米広君。

○ 福祉課長 新 城 米 広 君

歳出5ページお願いします。3款1項1目社会福祉総務費37万5,000円の減額でございます。10節、11節は、新型コロナの影響で、老人・婦人・保育所大運動会が中止になりましたので、皆減しております。18節

41万5,000円の減額は実績による減額、19節細節102. は12月1日の基準日にて、当初予定より2人分の激励金が不足しておりますので、計上しております。細節108. 50万円の計上は、毎月の支払額から今年度の見込み額を計算し、当初予算からの差額分を計上しております。

2目、4目、飛ばしまして、5目戦跡保存費は、21節の補償補填及び賠償金から12節委託料へ予算組替えをし、次年度工事予定の5か所中、地権者の承諾を受け本年度中に業務が進められる、米軍が上陸したグリーンビーチとレッドビーチの2か所の分筆業務を進めていきたいと思っております。

6目、飛びまして9目福祉センター運営費788万2,000円の減額は、福祉センター空調改修工事の入札残でございます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

住民課長 平敷兼清君。

○ 住民課長 平 敷 兼 清 君

同じく2目国民年金事務費13万3,000円の増額は、11節細節3. の手数料で、歳入の年金事務委託金で御説明しました、年金システムの改修にかかる費用を増額計上しております。続いて4目国民健康保険会計繰出金857万4,000円の減額は、細節101. で922万8,000円の減額です。内訳として、財政安定化支援事業で、県からの確定通知による151万5,000円の増額がありましたが、職員給与費と事務費の繰出金において、国保標準システムの導入経費が、国、県による財政支援が図られ、国保会計にて補助金として歳入があることから、一般会計からの持ち出し分を減額することによるものであります。細節102. の保険基盤安定繰出金は、歳入の県負担の増額に伴い、村負担分と合わせた額を増額し国保会計へ繰り出しをします。続いて6目介護保険費5万1,000円の増額につきましては、住民課所有の車両の車検時に修理の案件が発生したため、その分を増額しております。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

福祉課長 新城米広君。

○ 福祉課長 新 城 米 広 君

歳出6ページお願いします。2項1目児童福祉総務費4,180万円の増額は、主に子育て世帯臨時特別給付金事業によるものでございます。本事業は、主たる生計者の年収が960万円未満の世帯で、18歳以下の子どもたちに1人当たり10万円相当の給付を行う事業であります。そのうち子供1人当たり5万円の現金を迅速に支給することとなっており、今回その分の予算計上をしております。残りの予算計上につきましては、昨日、衆院予算委員会で岸田首相から一括での10万円給付や、5万円ずつ2回に分けての現金での給付。現金5万円とクーポン5万円での給付という、3つの方法が示されたところでございますが、本村では、金融機関との協議により事務処理の手続上、年内10万円一括給付は間に合いませんので、年内に5万円。年明け、できるだけ早い時期に5万円での現金給付を考えております。国からの実施要綱が固まり、施行され次第その要綱に基づき、次の議会にて追加計上する予定でございます。では今回の予算について、詳細に説明いたします。3節、細節101. は、事業執行に要する残業手当、10節は用紙代やプリンタートナー代等、12節は切手代や口座振込手数料でございます。18節は、中学生以下660人、高校生140人、計800人分の予算を計上しております。給付時期につきましては、12月27日に振り込みを実施する予定でございます。

戻りまして3節、細節113. は、子育て支援センターの会計年度任用職員の期末手当に不足が見込まれますので、8節旅費をその分減額し、組替えする措置でございます。2目児童措置費74万円の増額は、児童手当システムの改修費でございます。3目保育所費100万8,000円の増額計上は、1節報酬から3節職員手当等につきましては、3月までの会計年度任用職員の報酬、給与、期末手当等に不足が見込まれますので計上しております。8節旅費につきましては、新型コロナウイルスの影響により、保育所の出張が中止となったことや、W

e b会議にて開催となったこと等による減額でございます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

住民課長 平敷兼清君。

○ 住民課長 平 敷 兼 清 君

歳出7ページをお願いします。3款3項3目後期高齢者医療費54万8,000円の増。27節細節102. の増額は、歳入の県負担の増額に伴い、村負担分と合わせた額を増額計上しております。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

医療保健課長 山城直也君。

○ 医療保健課長 山 城 直 也 君

歳出8ページです。4款1項1目保健衛生総務費、3節細節14. 児童手当については、28万円の計上をお願いいたします。2目予防費882万9,000円の増額計上です。細節294. については、1節報酬12万、7節報償費4万円を減額して、10節需用費に10万円、11節役務費6万円に組替えをお願いいたします。細節605. 新型コロナワクチン接種事業で、3節に手当、10節に消耗品、11節に接種券輸送料など、12節委託料に接種委託料などをそれぞれ計上しております。10節細節2. 燃料費については、3月まで不足が見込まれますので、4万円の計上をお願いいたします。3目母子保健事業費84万4,000円の計上は、12節細節201. は、産後ケア事業の実績による35万1,000円と、19節扶助費、細節102. については、未熟児養育医療費助成金で49万3,000円の計上でございます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

建設課長 知念利次君。

○ 建設課長 知 念 利 次 君

4目環境衛生費、28万8,000円の増額補正でございます。4節共済費は、当初予算に不足が生じたことによる増額でございます。10節需用費、細節2. 燃料費8万円の増額は、TNR事業の搬送や燃料費高騰により、不足が生じるための補正でございます。細節5. 光熱水費8万円の増額は、村内の街灯516基の電気料金の値上げや、今後新たに6基新設予定等により、不足が生じるための補正でございます。細節102. 12万円の増額は、聖苑の利用、告别式が4月、5月と例年より多かつたためにより、燃料、電気、ガス料金に、不足が生じたための増額でございます。11節役務費、細節4. は、実績に伴う18万8,000円の減額補正でございます。18節負担金補助金及び交付金、細節105. は、実績に伴う18万円の増額補正でございます。26節、公課費、細節1. は、当初予算に不足が生じたための3,000円の増額でございます。

歳出10ページをお願いします。4款2項2目E&Cセンター運営費につきましては、10万5,000円の減額補正でございます。1節報酬、細節101. は、当初予算に不足が生じたための、4万7,000円の増額補正でございます。2節給料、細節102. の116万2,000円の減額は、今年4月から10月までの期間は、職員1人の減でありましたので、減額補正しております。11月からは新規に1人増員されております。3節職員手当、細節23. の21万円の増額は3月に実施しますE&Cセンターの補修工事に伴い、工事中、約2週間、ごみの焼却を停止いたします。しかし、工事中もごみの受入れは継続しますので、ごみピットの容量を確保するために、年明け1月、2月の土曜日、日曜日に職員が出勤し、ごみの焼却作業を行うことによる超勤手当の増額補正でございます。10節需用費、細節6. の80万円の増額でございます。2か所ありまして、1か所は公害監視装置、有害物質の排出状況を常時、制御室で監視する装置の塩化水素濃度計検出電極が、経年劣化による交換費用に約27万円。2点目は、ごみ計量器、ごみ収集車や、一般持ち込みごみの重量をはかる装置の荷重計、ロードセルといいますが、この四隅が経年劣化により交換費用に約57万円、合計80万円の増額補正でございます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

農林水産課参事 浦崎 悟君。

○ 農林水産課参事 浦 崎 悟 君

歳出11ページをお願いします。6款1項2目農業総務費は、3節、細節4. 住居手当、細節14. 児童手当については、人事異動による増額計上で、細節7. については、超勤手当の増額計上でございます。3目農業振興費、3節、細節678. 地域おこし協力隊支援事業45万5,000円は、超勤手当の増額計上でございます。10節需用費は、落花生の一次加工施設で使用した機器の修繕料及びメンテナンス費用を計上してございます。12節委託料、15節原材料費は、当初1.5トンの落花生の加工を予定しておりましたが、2.5トンに作業が増えたため、福祉作業所への委託作業料金、落花生の農家買い取り分の増額計上でございます。18節、細節105. 県野菜フェスティバル負担金は、沖縄県野菜フェスティバルが、コロナ禍で中止になったため、減額計上しております。細節125. 花卉選別施設修繕料補助金は、花卉選別施設のベルトコンベアと花卉集出荷場のシャッターの修繕費の補助として計上してございます。

7目農地費、8節旅費、細節477. 管理体制整備促進事業は予定していた視察が、コロナの影響により、中止となったために減額し、10節需用費に組替えし、土地改良区の広報誌作成を行う予定でございます。10節の細節657. 農業集落排水事業（伊江地区）の増額計上は、工事完了検査時のマンホール点検器具の購入費として、増額計上してございます。12節委託料と歳出12ページの14節工事請負費については、委託料の入札残を減額し、不足している工事費へ組替えしております。細節564. 団体営農地保全整備事業は、歳出12ページの14節工事請負費を減額し、11節役務費、12節委託料、歳出12ページの16節公有財産購入費で、それぞれ組替えをしております。細節559. 農業基盤整備促進事業（西部西地区）は、県の変更決定に基づき、12節委託料、14節工事請負費で、それぞれ減額計上しております。

歳出12ページをお願いします。18節、細節658. 県営農業水路等長寿命化事業（寺前地区）は、寺前ファームポンドの加圧ポンプの実施設設計費の、村負担分として計上してございます。10目堆肥センター運営費は、10節、細節6. 修繕料については、ホイールローダーの修繕費を、13節、細節8. 借上料は、堆肥センター雨水ポンプ室の汚泥回収時の機械使用料を、26節公課費は、堆肥センター車両の登録年数の重量税が13年目で増額となるため、不足分を増額計上してございます。

歳出13ページをお願いします。6款2項1目林業総務費、3節、細節4. 住居手当は、人事異動による増額計上で、細節7. は超勤手当の不足分の増額計上でございます。2目林業振興費、3節、細節320. 地域おこし協力隊支援事業（ハイビスカス園）は、超勤手当の増額計上でございます。12節委託料、細節106. デイゴヒメコバチ防除事業委託料は、実績による減額計上でございます。

歳出14ページをお願いします。6款3項1目水産業総務費、3節、細節3. 扶養手当、細節14. 児童手当は、人事異動による計上で、細節7. については、超勤手当の増額計上でございます。2目水産業振興費、7節細節101. 伊江村陸上養殖整備事業の増額計上は、令和4年度に北部振興事業で新規採択を予定している伊江村陸上養殖整備事業の検討委員会の委員報償費の計上でございます。13節、細節8. 借上料は新規設置した浮き魚礁流出防止監視システムのシステム料の計上でございます。18節、細節101. 軽石対策支援事業は、漁船出漁のための軽石対策支援費として計上してございます。事業内容は、伊江漁協協同組合へ、各漁船へ設置する海水こし器及び附属品のバルブ等の補助金として、8割補助で計上してございます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

商工観光課長 島袋英樹君。

○ 商工観光課長 島 袋 英 樹 君

歳出15ページです。7款1項1目商工総務費は、伊江村観光関連事業者事業継続支援金の実績に伴う、地

方創生臨時交付金への財源組替えとなっております。2目商工振興費150万円の計上です。12節委託料、補正額はゼロ、細節104. から細節445. へ予算の組替えを行っております。細節445. の増額につきましては、伊江村情報発信業務分となっております。観光以外の村内の情報及び、YouTube での動画配信が増えていることから、増額での計上となっております。13節、細節8. 借上料150万円の計上は、ミースィ公園樹木剪定作業に係る重機使用料に不足が生じていることから、計上してございます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

休憩します。

(休憩時刻15時59分)

再開します。

(再開時刻16時13分)

8款土木費。建設課長 知念利次君。

○ 建設課長 知 念 利 次 君

歳出16ページをお願いします。8款1項1目土木総務費60万4,000円の減額補正でございます。3節職員手当、細節4. の8万8,000円の増額は、職員の住居を移転したことによる手当の補正でございます。8節旅費、細節4. は、実績に伴う30万円の減額。10節需用費、細節1. は、消耗品費に不足が生じたための、30万円の増額でございます。12節委託料、細節102. の79万2,000円の減額は、当初予算で入札管理支援システム保守管理委託料として保守料39万6,000円、利用料79万2,000円、合計118万8,000円計上しておりましたが、そのうちの利用料は、79万2,000円は、13節使用料及び賃借料への予算組替えを行い、13節の使用料及び賃借料を10万円増額しております。2目特別事業対策費281万6,000円の減額は、17節備品購入費、細節681. は、入札残による減額でございます。

歳出17ページをお願いします。8款2項1目道路維持費8万4,000円の増額でございます。11節役務費、26節公課費は、ともに道路清掃作業車両の共済料、自賠責保険料、リサイクル料及び重量税の計上でございます。当初予算での計上漏れとなっております。よろしく願いいたします。

歳出18ページをお願いします。8款3項1目住宅管理費の23万4,000円の増額補正でございます。8節旅費、10節需用費、細節3. 13節使用料及び賃借料は実績による減額でございます。細節6. の55万円の増額は今後、真謝団地一戸が退去予定であり、退去後の修繕料に不足のおそれがあり増額補正しております。

歳出19ページをお願いします。8款7項1目河川総務費709万9,000円の増額補正でございます。12節委託料、細節201. は軽石漂着による海岸の軽石の除去作業の委託料に、700万円の計上でございます。委託先に関しましては、伊江漁業協同組合等を予定しております。細節232. は人件費の見直しによる増額でございます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

総務課長 西江 忍君。

○ 総務課長 西 江 忍 君

歳出20ページをお願いいたします。9款1項1目非常備消防費4万4,000円の計上は、17節、細節3. 機械器具費で、消防業務で使用しております、携帯電話2台でございますけれども、購入から9年を経過して、バッテリーの損耗等が激しく、消防業務に支障を来しておりますので、2台の購入費用を計上してございます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

教育行政課長 万寿祥久君。

○ 教育行政課長 万 寿 祥 久 君

歳出21ページをお願いいたします。10款1項2目事務局費299万2,000円の増額は、4節及び11節は、実績に伴う増減でございます。細節124. 沖縄人材育成事業は、内閣府の直轄事業で、離島におけるAI教材等を活用した教育手法の調査研究を行う実証事業でございます。伊江中学校1、2年生を対象に、昨年度、G

I G Aスクール構想に基づいて導入したタブレットの活用手段として、A I教材を導入し、その効果検証までを行う委託業務でございます。補助率は100%でございます。

歳出22ページです。10款2項1目学校管理費70万1,000円の増額は、10節需用費、細節101. 15万円は、伊江小のL E D照明の交換費用の計上でございます。細節105. 10万円と、細節205. 23万8,000円は、電気料に不足が見込まれ増額計上するものでございます。細節206. 16万3,000円は、築15年の西小第2教員宿舎の高架水槽の修繕費の計上でございます。11節役務費、細節103. 5万円は、予算に不足が見込まれるための計上でございます。2目教育振興費、19節細節102. 3万4,000円は、認定者数2人減による減額でございます。細節103. 9万8,000円は、伊江小学校の修学旅行でコロナ対策のプラン変更による増額計上となっております。3目学校建設費855万円の減額は、14節、細節663. 西小学校校庭南側のブロック塀改修工事の入札残に伴う減額でございます。

23ページをお願いいたします。3項中学校費、1目学校管理費12万5,000円の減額は、2節給料、細節101. の87万7,000円と。3節職員手当等の細節21. 5万7,000円の増額は、図書館司書の産休及び育休期間の補充職員として、会計年度任用職員を雇用するための人件費の計上でございます。細節23. の60万円は、部活動、活動時間の実績減に伴う予算の減額でございます。17節42万8,000円及び26節、3万1,000円は入札残による減額でございます。2目教育振興費72万5,000円の増額は、19節細節101. 17万5,000円は、認定者実績に伴う計上でございます。細節103. 55万円は、3学校の修学旅行においてコロナ対策に係るプラン変更に伴う増額分の計上でございます。3目学校建設費19万8,000円は、伊江中学校教員宿舎工事の単価入れ替え業務のための予算計上でございます。

24ページをお願いいたします。4項幼稚園費、1目幼稚園費97万3,000円の減額は、1節報酬、細節101. 61万5,000円は、職員の休暇及び産休に対応するための休暇代替の配置のため予算が不足が見込まれる上、増額計上でございます。3節、細節4. 25万2,000円は、人事異動に伴う減額でございます。8節、54万4,000円は、実績見込みによる減額。10節需用費、細節301. 及び302. の3万2,000円は、17節備品購入費に予算を組み替えて、両幼稚園で歯ブラシ殺菌保管庫を購入するための組替え措置でございます。12節、38万9,000円と、13節の12万1,000円の減額は、実績見込みによる減額でございます。17節細節201. につきましては、西幼稚園の演台購入の執行残で28万2,000円の減額でございます。

歳出25ページ。5項社会教育費、1目社会教育総務費117万7,000円の減額は、3節30万9,000円は、人事異動に伴う減額でございます。7節から18節中の細節494. 及び616. 115. につきましては、コロナの影響のため、授業中止等による減額となっております。細節617. 33万8,000円の増額は、令和2年度から、小学校の外国語科と外国語活動が導入されまして、学校の取り組みとして、全児童でジュニア英検を今年度受験することになり、予算に不足が見込まれるため増額計上するものでございます。2目公民館費、22万8,000円は、8節17万7,000円と、13節1万2,000円は、実績に伴う減額でございます。10節、41万7,000円は、細節6. が中央公民館、細節10が改善センターで、高架水槽の修繕が必要となり計上するものでございます。3目文化財保護費41万2,000円は、7節、細節201. 50万9,000円は、伊江島考察史観光事業におきまして、在宅作業の確認作業等の追加作業分として、増額計上するものでございます。8節、21万2,000円と、18節、5,000円の減額は、ともに実績に伴う減額でございます。13節、12万円は、文化財等の管理及び試掘調査時の重機使用料に予算の不足が見込まれるため、増額計上するものでございます。

歳出26ページをお願いいたします。6項保健体育費、1目保健体育総務費、13節、細節8. 2万円は、B & G施設前の臨時駐車場で現在借用している土地に隣接する土地、317平方メートルの賃借料として新たに賃貸を行うための借上料の計上でございます。2目体育施設費、87万9,000円は、3節9万3,000円及び4節78万6,000円は、職員の扶養の追加及び、人事異動に伴う増額計上でございます。3目学校給食費474万



5,000円の減額は、3節18万円は手当の減額。10節10万円は燃料費高騰による増額計上でございます。17節、細節300. 466万5,000円の減額につきましては、米飯機器購入の入札残による減額計上でございます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

福祉課長 新城米広君。

○ 福祉課長 新 城 米 広 君

歳出27ページ、13款3項1目過年度支出金215万6,000円の増額は、令和2年度の国及び県の確定通知による返還分でございます。

以上で、議案第71号 令和3年度伊江村一般会計補正予算（第8号）の説明を終わります。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

これで提案理由の説明を終わります。進行します。

日程第16 議案第72号 令和3年度伊江村診療所特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島 袋 秀 幸 君

議案第72号 令和3年度伊江村診療所特別会計補正予算（第3号）の提案理由を御説明申し上げます。

（歳入歳出予算の補正） 第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,113万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億6,941万5,000円と定めたいと思います。

2項で、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によりたいと思います。

詳細については、医療保健課長から説明をさせたいと思います。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

医療保健課長 山城直也君。

○ 医療保健課長 山 城 直 也 君

事項別明細書歳入1ページをお願いします。1款1項1目診療手数料1,113万円の補正でございます。細節101. 102. 103. については、4月から9月までの患者数及び診療手数料を勘案し、今後の収入を見込み増額計上をしております。細節104. は、新型コロナワクチン3回目の委託料など250万円を計上しております。

続きまして歳出1ページです。1款1項1目診療所事務費528万7,000円の計上です。1節報酬は、3月までの支出を見込み75万円の減額。2節給料は、1月から後期研修医を受け入れします。3か月分の給与を計上しましたが、給与については相手方の負担となったための減額でございます。3節職員手当等の細節6. と、細節24. の特殊勤務手当については、診療所看護師のコロナ防疫作業、抗原検査等の計上で、その他については、3月までの支出を見込み増額及び減額をしております。4節共済費は、職員及び会計年度職員の共済組合負担金でございます。10節需用費、細節1. はプリンター、トナーなどの消耗品の増額と、細節5. 光熱水費については、ディープフリーザー・ワクチンの冷蔵庫なんですけど、その設置や新しいCT装置導入により、電気料に不足が見込まれますので、増額計上をお願いします。12節委託料、細節124. は、代診医師の業務日数の増により550万円の計上でございます。現在は、琉大病院から1人、沖縄愛楽園から1人、南部徳洲会から1人の代診をしております。細節125. は、代診医の移送業務委託料で68万円の減額でございます。細節126. は、1月から勤務の後期研修医の宿舍のハウスクリーニングとして4万2,000円を計上しております。13節使用料及び賃借料は、保健師住宅周辺の木の伐採のため、重機使用料として計上しております。18節は、会計年度職員の市町村総合事務組合負担金の増額でございます。

歳出2ページです。2目透析センター事務費、3節はコロナ防疫作業手当で12万円の増額。4節は会計年

度職員1人分の負担金でございます。11節役務費については、シーツ、枕カバーなどのリネン類のクリーニング代として、不足が見込まれますので計上をお願いします。12節委託料の153万円の減額は、透析通信システムの契約終了による減額でございます。

歳出3ページです。2款1項1目診療所医業費、10節需用費、細節1. 消耗品費は、4月からこれまで患者数が昨年度より増えている傾向にありまして、定期検査、再検査などの検査キットなどの消耗品として770万円の増額と、細節10. 医薬材料費の660万円の減額は、指定難病等の薬品代の減によるものでございます。13節、細節101. 医療機器リース料の150万円の増額は、酸素呼吸器利用者に対する機器リースの増額でございます。ちなみに、現在は25の方が利用されている状況でございます。2目透析センター医業費、10節需用費、細節1. 消耗品費450万円の増額は、透析患者の医療消耗品の増額計上でございます。現在20の方が通われております。

以上、議案第72号 令和3年度伊江村診療所特別会計補正予算（第3号）の説明を終わります。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

これで提案理由の説明を終わります。進行します。

日程第17 議案第73号 令和3年度伊江村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島 袋 秀 幸 君

議案第73号 令和3年度伊江村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の提案理由を御説明申し上げます。

（歳入歳出予算の補正） 第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ59万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億8,447万5,000円と定めたいと思います。

2項で、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によりたいと思います。

詳細につきましては、住民課長から説明をさせたいと思います。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

住民課長 平敷兼清君。

○ 住民課長 平 敷 兼 清 君

事項別明細書、歳入1ページをお願いします。6款1項1目保険給付費等交付金916万9,000円の増額です。2節、細節102. の451万3,000円の増額及び細節103. の465万6,000円の増額は、令和5年度から運用予定の国保標準システムの改修費用及び、沖縄県国保連合会のシステム改修に係る市町村からの負担金において、当初予算では一般会計からの繰入金を財源として執行予定でしたが、改修費用や負担金については、県からの財政支援が措置されることになり、それぞれ県からの配分決定により増額計上しております。

次の2ページをお願いします。8款1項1目一般会計繰入金857万6,000円の減額は、1節保険基盤安定繰入金で65万2,000円の増額であります。細節101. 保険税軽減分、及び細節102. 保険者支援分、それぞれ国、県からの通知に基づく増減額の計上であります。2節、職員給与費等繰入金の1,074万3,000円の減額は、先ほどの県補助金に伴うものと、連合会への負担金額の減額実績によるものであります。4節財政安定化支援事業繰入金の151万5,000円の増額は、県の算定結果に基づいた計上となっております。

次の歳出1ページをお願いします。1款1項1目一般管理費362万1,000円の増額です。2節給料、3節職員手当等は、会計年度任用職員において、保健師職を配置したことによる増額です。12節委託料は、国保標準システム改修費において、当初予算計上時よりも積算見積もりが増額になったための計上であります。2目連合会負担金519万5,000円の減額は、沖縄県国保連合会においても、標準システム導入に係る経費につい

て、市町村負担金がありますが、その費用実績による減額であります。

次の2ページをお願いします。3款1項1目一般被保険者医療給付費分、歳出補正額はゼロですが、歳入2ページの保険者支援分の繰入金、及び財政安定化支援事業繰入金の補正に伴う財源組替えであります。

次の3ページをお願いします。3款3項1目介護納付金分についても、歳出補正額はゼロですが、歳入2ページの保険基盤安定繰入金の保険税軽減分の増額による財源組替えであります。

次の4ページをお願いします。7款1項1目基金積立金3万8,000円の減額は、本補正予算の財源調整に伴う減額であります。

次の5ページをお願いします。9款1項5目保険給付費等交付金償還金220万5,000円の増額であります。22節、細節1の償還金は、令和2年度における普通交付金の精算実績により、県から通知があったための増額であります。

以上で、令和3年度伊江村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の説明を終わります。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

これで提案理由の説明を終わります。進行します。

日程第18 議案第74号 令和3年度伊江村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島 袋 秀 幸 君

議案第74号 令和3年度伊江村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の提案理由を御説明申し上げます。

（歳入歳出予算の補正） 第1条 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ54万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,728万1,000円と定めたいと思います。

2項で、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によりたいと思います。

詳細については、住民課長から説明をさせたいと思います。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

住民課長 平敷兼清君。

○ 住民課長 平 敷 兼 清 君

事項別明細書歳入1ページをお願いします。4款1項2目保険基盤安定繰入金54万8,000円の増額は、県からの確定額の通知による増額計上であります。

次の歳出1ページをお願いします。2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金54万8,000円の増額は、令和3年度の広域連合への保険基盤安定負担金の確定に伴う増額計上であります。

以上で、令和3年度伊江村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の説明を終わります。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

これで提案理由の説明を終わります。進行します。

日程第19 議案第75号 令和3年度伊江村水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島 袋 秀 幸 君

議案第75号 令和3年度伊江村水道事業会計補正予算（第1号）の提案理由を御説明申し上げます。

文言条例第2条、予算第4条括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に不足する額3,694万2,000円」を「資本的収入額が資本的支出額に不足する額4,307万1,000円」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補

正したいと思います。

41款1項の建設改良費、既決予定額2,531万2,000円に612万9,000円を補正予定し、3,144万1,000円とし、資本的支出を3,706万9,000円の予定額に612万9,000円を追加補正し、4,319万8,000円に定めたいと思います。

詳細については、公営企業課長から説明をさせたいと思います。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

公営企業課長 亀里裕治君。

○ 公営企業課長 亀 里 裕 治 君

2ページの実施計画明細書をお願いします。

41款 資本的支出、1項1目浄水設備費の工事請負費211万6,000円の増額補正については、湧出水源の塩分濃度を測定する装置、導電率計が使用不能となり、導電率計の取り替えの計上であります。2目送配水設備費の工事請負費401万3,000円の増額補正については、城山浄水場に5月に1回、6月に2回、計3回と、旅行村の海底送水ポンプ室に5月に1回、雷落雷の被害を受けまして、受水流量通信機、配水流量計水位計などに破損が生じ、それらの取り替え費と、避雷機器を設置し、避雷設備の強化を図っております。

急を要する事案で、7月末に既に復旧工事は完成しておりますが、半年ほどの経過、観察期間を設け今回の計上としてございます。

以上で、令和3年度伊江村水道事業会計補正予算（第1号）の説明といたします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

これで提案理由の説明を終わります。

日程第20 議案第76号 令和3年度伊江村船舶運航事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島 袋 秀 幸 君

議案第76号 令和3年度伊江村船舶運航事業会計補正予算（第1号）の提案理由を御説明申し上げます。

第2条、予算第3条に定められた収益的収入及び支出の予定額を次の通り補正をしたいと思います。

収益的収入、11款1項営業収益の3億6,582万2,000円に3,090万円を追加して、3億9,672万2,000円に定め、運航事業収益が8億9,678万4,000円に3,090万円を追加し、9億2,768万4,000円と定めたいと思います。

収益的支出の21款の1項営業費用8億3,227万3,000円に2,069万5,000円を追加し、8億5,296万8,000円、2項の営業外費用5,208万5,000円に386万2,000円を追加し、5,594万7,000円に、4項の予備費で1,242万4,000円に634万3,000円を追加し、1,876万7,000円と定め、船舶運航事業費用、21款、既決予定額8億9,678万4,000円に3,090万円を追加し、9億2,768万4,000円と定めたいと思います。

第3条、予算第4条括弧書き中「資本的収入が資本的支出に対し不足する額3,298万5,000円」を「資本的収入が資本的支出に対し不足する額3,653万4,000円」に改め、資本的支出の予定額を次の通り補正をしたいと思います。

資本的支出、41款1項建設改良費124万円に、354万9,000円を追加し、475万3,000円とし、資本的支出の既決予定額3,299万円に、補正予定額354万9,000円を増額し、3,653万9,000円としたいと思います。

詳細については、公営企業課長から説明をさせたいと思います。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

公営企業課長 亀里裕治君。

○ 公営企業課長 亀 里 裕 治 君

3ページの、実施計画明細書をお願いします。

収益的収入及び支出（収入） 11款1項1目1節、旅客運輸収益350万円、2節自動車航送収益2,740万

円の増額補正については、コロナ禍の自粛活動の下から、人流物流が少しずつ回復傾向にある中、旅客自動車航送量の増加が見込めますので、増額計上としております。

支出に移ります。21款1項1目12節修繕費2,069万5,000円の増額計上の補正については、当初予算よりぐすくの間検査ドックで、1,072万5,537円、いえしまの定期検査で996万8,056円、その他船舶修繕で400万円の増額がそれぞれ生じたので、増額計上をお願いします。

2項営業外費用、3目港湾管理費、1節、2節、3節の人件費は減額補正として、9節の委託料に組み入れる計上であります。

詳細については、当初予算において本部港立体駐車場の案内管理業務につき、会計検査任用職員を採用し業務を進める予定でしたが、なかなか人材の確保に至らず、同業務をコロナ禍対策としてコロナ対策と併用して、警備会社に委託しております。その他、駐車場清掃業務及び緊急時の対応を伊江貨物様に委託し、現状業務を進めているところであります。9節の委託料に不足が見込めますので、警備会社分764万6,000円。伊江貨物分で、175万7,000円。合計940万3,000円の増額計上をお願いします。

4項予備費634万3,000円の増額補正については、収入支出を相殺しての予算組みであります。

次の4ページをお願いします。資本的収入及び支出の41款1項2目26節工事請負費354万9,000円の増額補正については、軽石の影響や台風、悪天候時に、本部港、伊江港の海面状況を、夜間時にも瞬時に確認できる高機能カメラ3台を設置し、運航、欠航の判断材料をより精度に整え、利用者へのサービス向上に努めたく、計上方をお願いします。

以上で、令和3年度伊江村船舶運航事業会計補正予算（第1号）の説明といたします。

#### ○ 議長 渡久地 政 雄 君

これで提案理由の説明を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。本日はこれで散会します。

(散会時刻16時48分)